

石巻市学校給食食物アレルギー等 対応マニュアル【三訂】



石巻市教育委員会

目 次

第1章 食物アレルギー等対応について

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	対応実施基準・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	対応方法の分類・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	対応方法の概要について・・・・・・・・	3
5	給食費の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	食物アレルギー等対応の流れ	
	(1) 対応方法の決定・・・・・・・・	6
	(2) 毎月の対応・・・・・・・・	6
	(3) その他の留意事項・・・・・・・・	6
	(4) 対応の変更及び解除について	6

第2章 【対応1】食物アレルギー等対応給食

1	食物アレルギー等対応給食の決定	8
2	毎月の対応	8
3	対応給食の配送、受渡し、配膳	
	(1) 学校給食センターから学校等までの配送方法の基本	9
	(2) 学校等における食物アレルギー等対応給食の受渡しと配膳	9
4	対応の解除について	9
5	基本的な決定までの流れ	10
6	毎月の対応と流れ	11
7	解除の対応と流れ	11

第3章 【対応2】給食停止（全部・副食・飲用牛乳・主食）

【対応3】資料配布（詳細献立表・成分表）

1	基本的な決定までの流れ	14
2	毎月の対応	15
3	その他の留意事項	15
4	対応の変更及び解除について	15

第4章 学校におけるマニュアル

1	食物アレルギー等対応委員会	18
---	---------------	----

2	対応申請時期及び対応開始までの流れ	
(1)	対応申請及び対応説明	18
(2)	対応開始前の面談の実施	18
(3)	面談等における確認事項	18
(4)	面談記録・個別の取組プラン案の作成	19
(5)	対応開始及び決定	19
(6)	評価、見直し、個別指導・定期的な面談	19
3	教室等での対応	
(1)	給食の時間における配慮	20
(2)	食材・食物を扱う活動等	20
4	保護者への対応	20
5	学校給食センターとの連携	20
6	教職員の役割	
(1)	校長等	21
(2)	教頭	21
(3)	給食主任	21
(4)	学級担任	21
(5)	養護教諭	21

第5章 学校給食センターにおけるマニュアル

1	調理器具、食材の管理	
(1)	調理器具	24
(2)	食材	24
(3)	調理担当者の区分化	24
(4)	確認作業の方法・タイミング	24
2	食物アレルギー等対応給食の調理における具体的な対応	
(1)	具体的な食物アレルギー等対応給食	24
(2)	各段階での留意事項	25
3	職員の役割	
(1)	所長・副所長	26
(2)	栄養教諭等	26
(3)	調理員	26
(4)	配送員	26

第6章 様式集

【様式1】食物アレルギー等対応フローチャート	28
【様式2】食物アレルギー調査票	29
【様式3-1】学校給食食物アレルギー等対応申請書	32
【様式3-2】学校給食食物アレルギー等対応 <u>変更</u> 申請書	33
【様式4】学校給食食物アレルギー等対応 <u>解除</u> 申請書	34
【様式5】学校生活管理指導表	35
【様式6】学校給食食物アレルギー対応指示書	37
【様式7】家庭における除去の程度	39
【様式8】食物アレルギー個人票	41
【様式9】面談記録票	43
【様式10-1】学校給食食物アレルギー等対応申請書（新規・変更・解除）	46
【様式10-2】学校給食食物アレルギー等対応給食申請書	48
【様式11-1】学校給食食物アレルギー等対応決定通知書	49
【様式11-2】学校給食食物アレルギー等対応給食決定通知書	51
【様式11-3】学校給食食物アレルギー等対応決定通知書	52
【様式11-4】学校給食食物アレルギー等対応解除通知書	53
【様式11-5】学校給食食物アレルギー等対応解除通知書	54
【様式12】学校給食食物アレルギー等対応給食同意書	55
【様式13】食物アレルギー等対応給食予定献立表	56
【様式14】食物アレルギー等対応給食承諾書	57
【様式15】食物アレルギー等対応給食受渡し確認表	58
【参考】食物アレルギー個別取組プラン	60

第7章 参考資料集

食物アレルギー緊急時対応マニュアル（宮城県教育委員会）	64
参考資料	72

第1章

食物アレルギー等対応について



1 目的

食物アレルギーや食事制限を必要とする疾病を有する児童・生徒等に対して、それぞれの状態に配慮した給食対応をすることで、全ての児童・生徒等が給食時間や他の教育活動において安全に楽しんで過ごせることを目的とします。

2 対応実施基準

食物アレルギー対応は項目（１）～（３）該当の児童・生徒等が対象になります。

その他の疾病については項目（４）に該当の児童・生徒等が対象になります。

- （１）医師から食物アレルギーと診断されアレルゲン（原因食品）が明確であること。
- （２）医師からアレルゲン（原因食品）の除去指示があること。
- （３）家庭でもアレルゲン（原因食品）の除去を行っていること。
※医師の診断：学校生活管理指導表の提出（年１回）があること。
- （４）食物アレルギー以外の疾病で食事制限が必要な場合。
※疾病の場合、医療機関で作成した診断書等病気の状態がわかる書類の提出。
尚、病状に変化がない場合は初回の書類を継続使用可。

3 対応方法の分類

対応 1	食物アレルギー等 対応給食提供	調理の過程で、本市の対応品目であるアレルゲンすべてを加えない給食を専用調理室で、別に調理し提供します。 【対応品目（１６品目）】 卵、乳・乳製品、えび、カニ、いか そば、落花生、魚卵、キウイ、あわび、くるみ まつたけ、やまいも、カシューナッツ、バナナ、アーモンド
対応 2	対応２－① 給食全部停止 副食停止	給食全部または副食を停止し、持参した弁当を食べます。 又は、給食の一部（主食・飲用牛乳）と、持参した副食を食べます。
	対応２－② 牛乳停止 主食停止	食物アレルギーや疾病で「飲用牛乳」「パン」「ご飯」の除去や制限が必要な場合、それらを停止し、それ以外の給食（副食等）を食べます。尚、「パン」「ご飯」を停止した場合は、家庭から持参した主食を食べます。
対応 3	資料配布 詳細献立表 成分表	詳細献立表や成分表を事前に配布し、保護者の指示又は児童・生徒等自身の判断で、給食からアレルゲンを除いて食べます。 ※学校と保護者が相談した上で対応可能な場合は一部弁当持参可。

4 対応方法の概要について

【対応1】食物アレルギー等対応給食提供

方法	調理の過程で本市の対応品目であるアレルゲンすべてを加えない給食を通常給食とは別献立で提供します。
対応品目	【対応品目（16品目）】 卵、乳・乳製品、えび、カニ、いか そば、落花生、魚卵、キウイ、あわび、くるみ、まつたけ やまいも、カシューナッツ、バナナ、アーモンド
対応条件	本市の対応実施基準に併せ、以下の項目に該当すること ・症状が重篤でなく、学校給食センターでの調理対応が可能なこと。 ・微量での発生の危険がないこと。 （洗った調理器具の微量残量や離れた場所の粉の飛散等） ・アナフィラキシーショック発症の危険がないと医師に確認できていること。 ・本市の対応品目以外のアレルゲンがないこと。
留意点	・アレルゲン除去が必要な程度等を面接により確認し、学校給食センターの対応が可能と判断された場合提供されます。 ・加工品を使用する際は、原材料にアレルゲンが含まれていないか確認します。 ・予定献立表の変更があった場合の食品の変更や誤配等にも注意します。 ・配送用保温容器、袋の外部に対応児童・生徒等の氏名、学年学級名等を表示します。
その他	・通常給食とは別献立のため、デザート等がつかない場合があります。 ・配送は保温容器を個人用の袋に入れて配送し、誤食を防ぐため、保温容器のまま食べます。（通常の食器とは別になります。）
提出書類	【様式1】食物アレルギー等対応フローチャート〈保護者〉 【様式2】食物アレルギー調査票〈保護者〉 【様式3-1】学校給食食物アレルギー等対応申請書〈保護者〉 【様式5】学校生活管理指導表〈医師〉（裏面のみで可：保護者署名必須） ※疾病の場合、医療機関で作成した診断書等病気の状態がわかる書類の提出。 尚、病状に変化がない場合は初回の書類を継続使用可〈医療機関〉 【様式6】学校給食食物アレルギー対応指示書〈医師〉 【様式7】家庭における除去の程度〈保護者〉 【様式8】食物アレルギー個人票〈学校等〉 【様式9】面談記録票〈学校等〉 【様式10-1】学校給食食物アレルギー等対応申請書〈学校等〉 【様式10-2】学校給食食物アレルギー等対応給食申請書〈学校等〉

【対応 2－①】給食全部停止・副食停止

方法	給食全部または副食を停止し、持参した弁当を食べます。又は、給食の一部（主食・飲用牛乳）と、持参した副食を食べます。
対応条件	・アレルギーが多岐にわたり、学校給食で調理の対応ができないこと。 ・アレルギーが本市の対応食品以外で、自分で除去が不可能なこと。 ・微量でのアレルギー発症の危険があり比較的症状が重いこと。 ・アナフィラキシーショックの危険があること。 ・疾病のため食事制限があり、通常給食を食べることができないこと。
留意点	・給食全部停止は給食費は徴収しません。 ・副食停止は「飲用牛乳」及び「主食」代のみ徴収します。 ・持参した弁当は安全かつ衛生的に保管できるよう、各学校等の状況によって職員室等での保管も検討します。
提出書類	【様式 3－1】学校給食食物アレルギー等対応申請書〈保護者〉 【様式 5】学校生活管理指導表〈医師〉（裏面のみで可：保護者署名必須） ※疾病の場合、医療機関で作成した診断書等病気の状態がわかる書類の提出。 尚、病状に変化がない場合は初回の書類を継続使用可〈医療機関〉 【様式 10－1】学校給食食物アレルギー等対応申請書〈学校等〉

【対応 2－②】飲用牛乳停止・パン停止・ご飯停止

方法	食物アレルギーや疾病で「飲用牛乳」「パン」「ご飯」の除去や制限が必要な場合、それらを停止し、それ以外の給食（副食等）を食べます。尚、「パン」「ご飯」を停止した場合は、家庭から持参した主食を食べます。
対応条件	・アレルギーが「飲用牛乳」「パン」「ご飯」で、それらの除去が必要なこと。 ・疾病のため、「飲用牛乳」「パン」「ご飯」の除去や制限が必要なこと。
留意点	・給食費は、「飲用牛乳」「パン」「ご飯」を停止した分を引いた額を徴収します。
提出書類	【様式 3－1】学校給食食物アレルギー等対応申請書〈保護者〉 【様式 5】学校生活管理指導表〈医師〉（裏面のみで可：保護者署名必須） ※疾病の場合、医療機関で作成した診断書等病気の状態がわかる書類の提出。 尚、病状に変化がない場合は初回の書類を継続使用可〈医療機関〉 【様式 10－1】学校給食食物アレルギー等対応申請書〈学校等〉

【対応3】資料配布（詳細献立表・成分表）

方法	詳細献立表や成分表を事前に配布し、保護者の指示又は児童・生徒等自身の判断で、給食から原因食品を除いて食べます。 ※学校と保護者が相談した上で対応可能な場合は一部弁当持参可。
対応条件	・少量の摂取でアレルギー症状を起こす心配がなく、アレルゲンが多岐にわたらず、アレルゲンを自分で除去できること。 ・疾病のため食事制限があり、特定の食品を食べることが出来ないこと。
留意点	・本人がアレルゲンを容易に取り除くことができる場合、児童・生徒等に確認させ、それを除去します。 ・保護者は詳細献立表や成分表に注意し、本人に取り除く食品をよく理解させておくよう努めます。 ・学級担任等は、除去するアレルゲンを正しく理解し、除去した状況を確認します。 ・誤食した場合の対処方法を確認します。
提出書類	【様式3-1】学校給食食物アレルギー等対応申請書〈保護者〉 【様式5】学校生活管理指導表〈医師〉（裏面のみで可：保護者署名必須） ※疾病の場合、医療機関で作成した診断書等病気の状態がわかる書類の提出。尚、病状に変化がない場合は初回の書類を継続使用可〈医療機関〉 【様式10-1】学校給食食物アレルギー等対応申請書〈学校等〉

5 給食費の取扱い

対応1	食物アレルギー等対応給食提供	通常給食と同一単価で徴収します。
対応2-①	給食全部停止	給食費は徴収しません。
	副食停止	飲用牛乳代と主食代のみ徴収します。
対応2-②	飲用牛乳停止	飲用牛乳代を返金します。
	パン停止	パン代を返金します。
	ご飯停止	ご飯代を返金します。
対応3	資料配布 （詳細献立表・成分表）	通常通り給食費を徴収します。

6 食物アレルギー等対応の流れ

(1) 対応方法の決定

食物アレルギー等対応については「食物アレルギー等対応フローチャート【様式 1】」で保護者に対応の希望を確認し、「学校生活管理指導表【様式 5】」等に基づき対応が決定されます。※疾病の場合は病気の状態がわかる診断書等

(2) 毎月の対応

【対応 1】食物アレルギー等対応給食提供 対応決定後、図 1（P 8）に示すように「食物アレルギー等対応給食献立表【様式 1 3】」を対象児童・生徒等の保護者へ配布します。保護者は「食物アレルギー等対応給食献立表【様式 1 3】」を確認後、「食物アレルギー等対応給食承諾書【様式 1 4】」を石巻市東学校給食センターに提出します。
【対応 2】給食停止（全部・副食・飲用牛乳・主食） 申請後、毎月の対応はありません。
【対応 3】資料配布（詳細献立表・成分表） 毎月末、保護者と学校等に詳細献立表及び成分表を配布します。保護者は児童・生徒等と内容を確認するとともに、学校等では学校担任等と児童・生徒等が給食前に再度確認をし、自分で除去するなどし、給食を食べます。（一部弁当持参も含）

(3) その他の留意事項

特定の食品と運動の組合せでおこる食物依存症運動誘発アナフィラキシーを発症する恐れがあるので、給食後の運動や体育の授業等には十分に気を付けることが重要です。いずれの場合も、保護者・学校等・学校給食センターの三者の連携が必要です。

(4) 対応の変更及び解除について

給食で食物アレルギー等対応をしている児童・生徒等が、医師の診断のもと食物アレルギー等の症状が改善又は完治し、アレルゲンが摂取可能となった場合、保護者に「学校給食食物アレルギー等対応変更申請書【様式 3-2】」又は「学校給食食物アレルギー等解除申請書【様式 4】」を配布し、申請手続きを行います。但し、変更及び解除後も対象児童・生徒等の症状に応じて、柔軟に対応していく必要があります。

※注 1 提出書類の詳細は P 1 1、P 1 5 の解除の対応と流れを参照のこと。

第2章

【対応1】食物アレルギー等対応給食

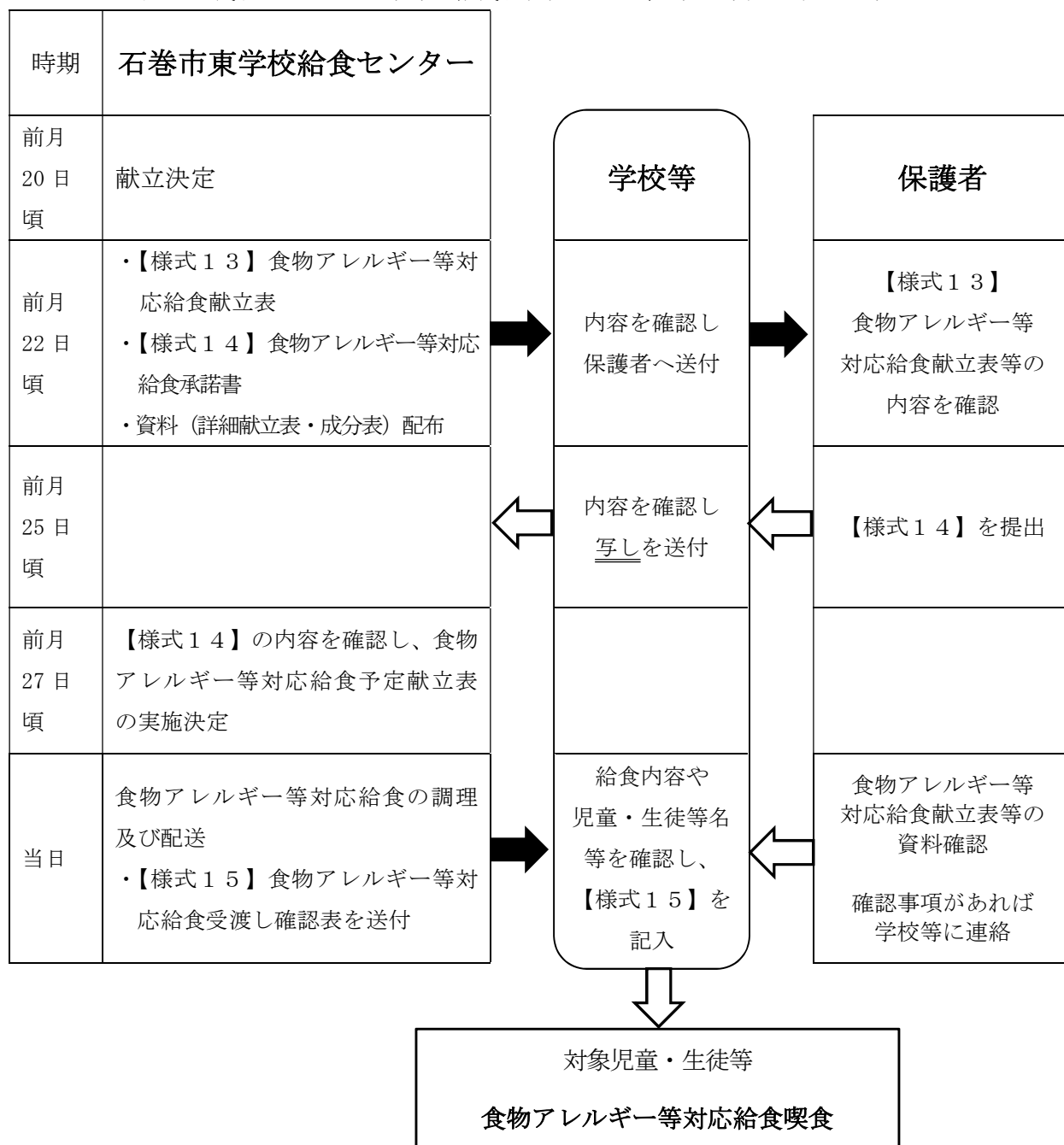


1 食物アレルギー等対応給食の決定

学校等は食物アレルギー等対応給食を希望する児童・生徒等に「食物アレルギー等フローチャート【様式1】」を配布し、本市の対応実施基準に該当しているか確認します。対応実施基準に該当し、食物アレルギー等対応給食の希望がある場合は、申請書類を石巻市東学校給食センターに提出します。書面での対応実施基準に該当しているかを再度確認後、学校等、教育委員会、石巻市東学校給食センターの関係職員が同席し、保護者と面談を行います。その中で本市食物アレルギー等対応給食が提供可能かどうかを判断し、正式な申請手続きを進め、学校等が実施の最終決定をします。

2 毎月の対応

図1 食物アレルギー等対応給食提供児童・生徒等に対する毎月の対応



3 対応給食の配送、受渡し、配膳

(1) 学校給食センターから学校等までの配送方法の基本

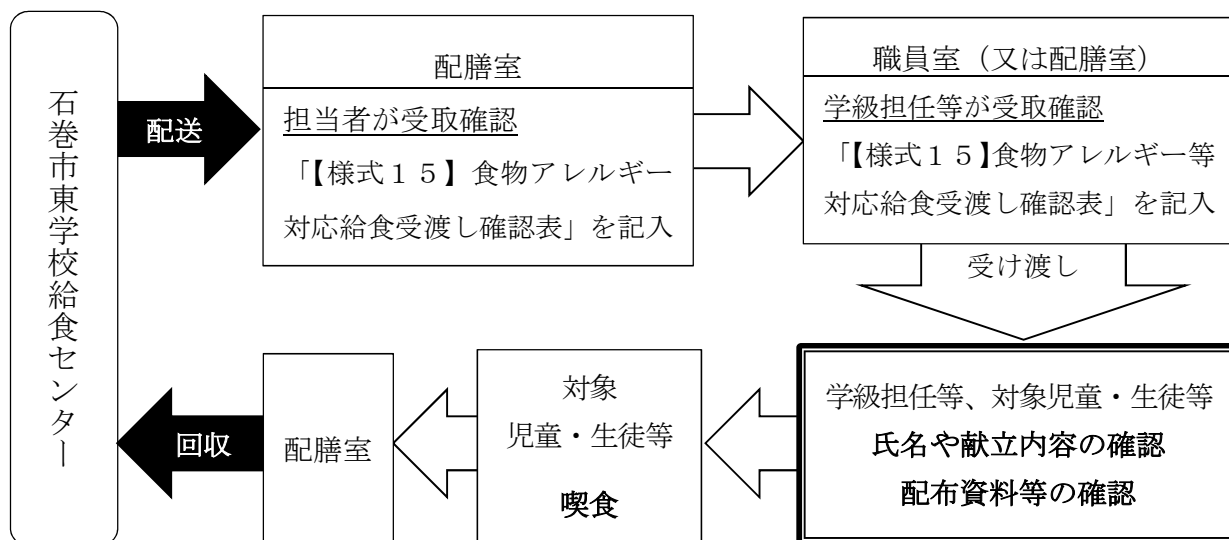
食物アレルギー等対応給食は、誤配送を避けるため、学校給食センターにおいて十分なチェックを行い、個人用の保温容器とそれを入れた専用の袋には、学校等名、学年学級名等、児童・生徒等氏名を明示します。

(2) 学校等における食物アレルギー等対応給食の受渡しと配膳

各学校等の給食受け取り担当者は、配膳室において、学校給食センターの配送担当者から専用袋に入った食物アレルギー等対応給食を受け取り、「食物アレルギー等対応給食受渡し確認表【様式15】」に記載された児童・生徒等の給食であることを確認し、同確認表に記入します。次に、給食受け取り担当者は、食物アレルギー等対応給食を専用袋に入れたまま、職員室又は配膳室で保管します。

対象児童・生徒等又は学級担任等は、職員室又は配膳室において、担当者から食物アレルギー等対応給食を受け取るとともに、献立内容や氏名等を確認し、「食物アレルギー等対応給食受渡し確認表【様式15】」に記入後、専用袋に入れたまま学級等に運びます。基本的には、職員室で学級担任等が受け取ることとしますが、その対応が難しい学校等では配膳室で受渡しを行うこととします。尚、対象児童・生徒等の学級担任等が不在の場合は、代わりの職員が責任を持って同業務を行います。

図2 学校等における食物アレルギー等対応給食受渡しと配膳の流れ

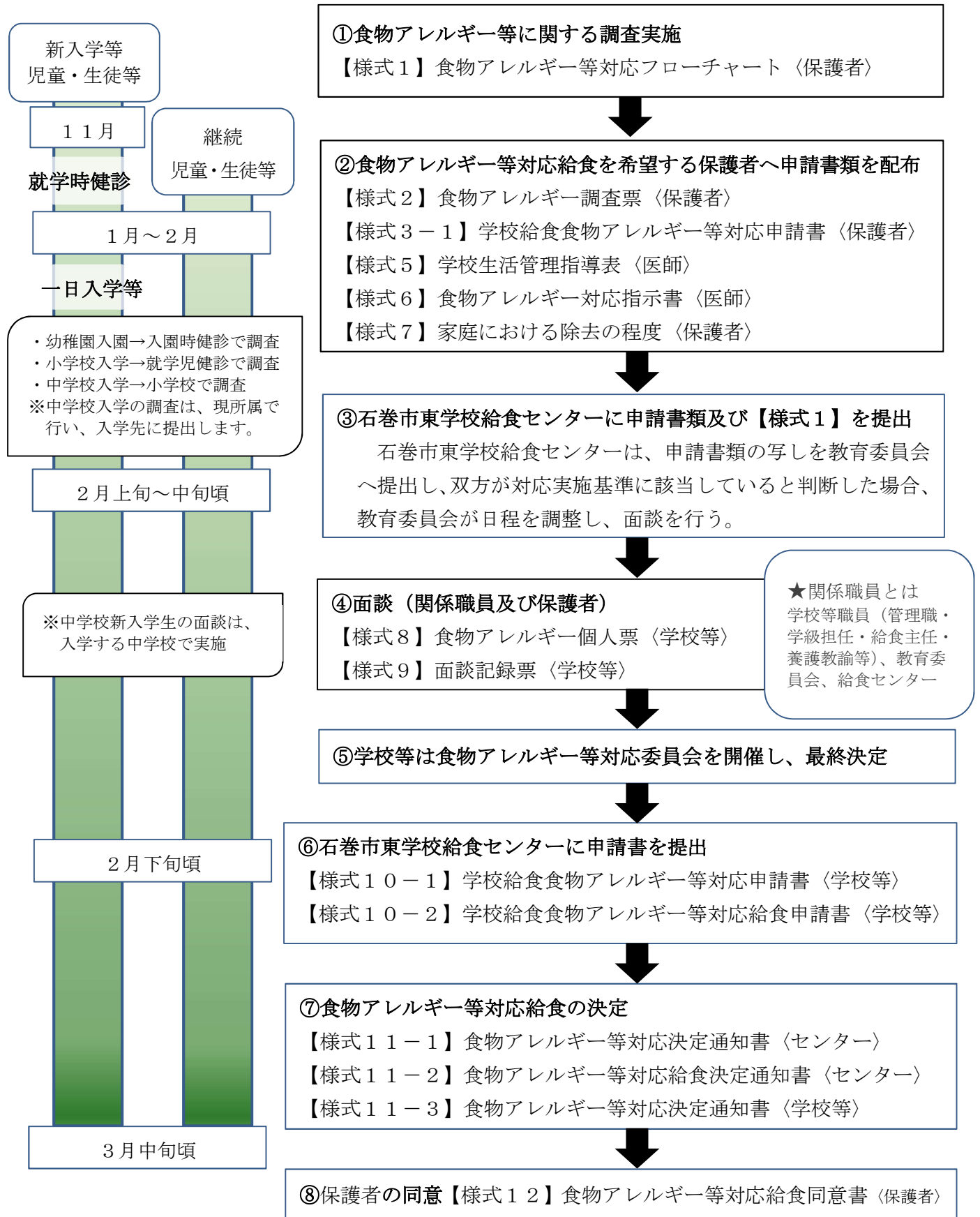


4 対応の変更及び解除について

食物アレルギー等対応給食を提供している児童・生徒等が、医師の診断により、対応内容に変更がある場合は変更の手続きを行います。

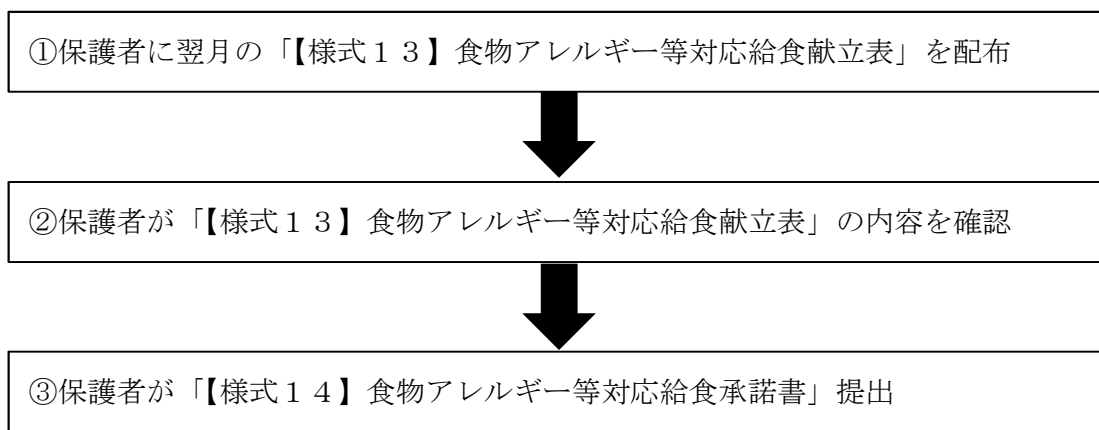
また、食物アレルギー等の症状の改善及び完治をし、アレルゲンの摂取が可能と判断された場合、解除の申請手続きを行います。但し、変更や解除をしても、対象児童・生徒等の症状に応じて、柔軟に対応していく必要があります。

5 基本的な決定までの流れ【対応1】

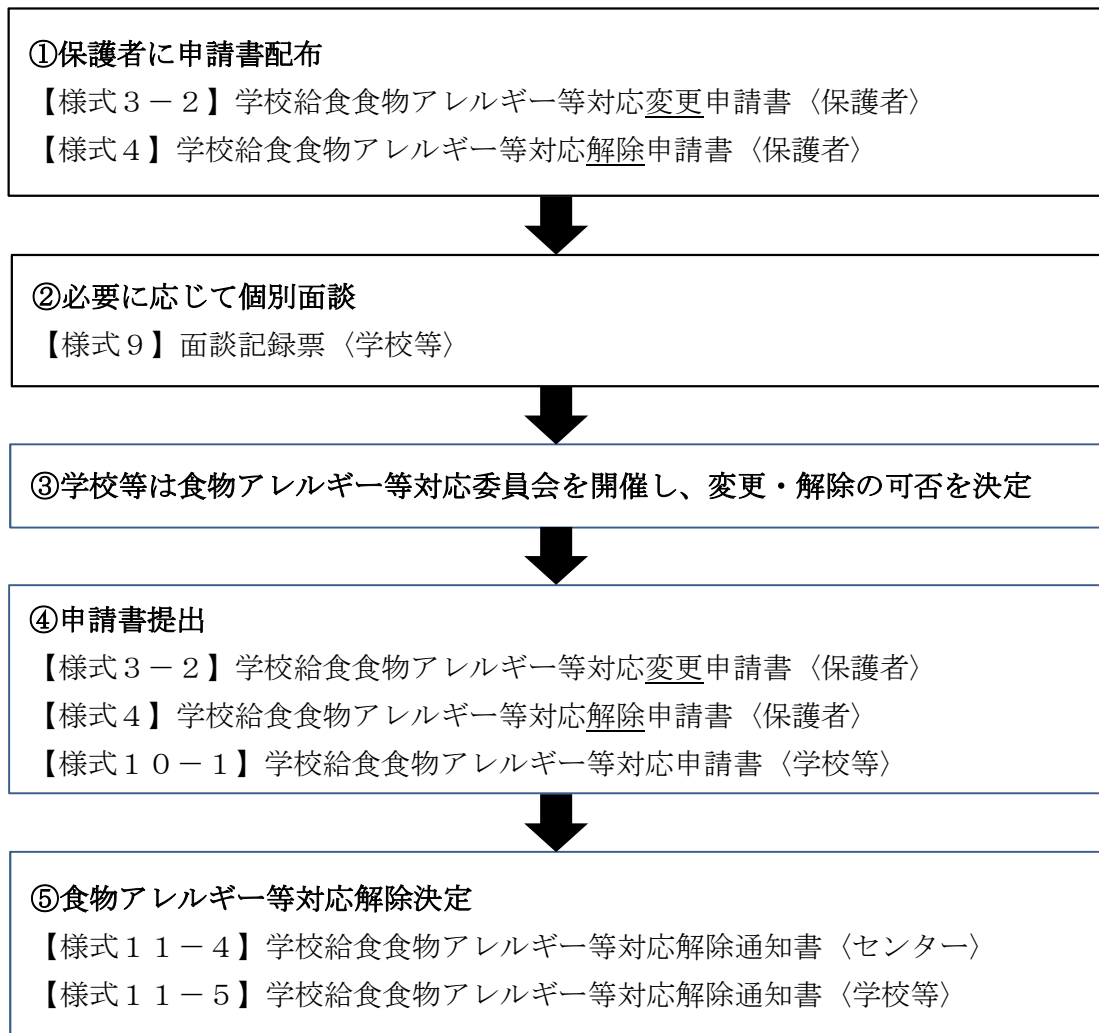


※継続児童・生徒等は、評価と見直しを実施し、毎年②～⑧の流れで行う。④の面談は必要に応じて実施すること。※転入児童・生徒等は①～⑧までの流れで行うこと。

6 毎月の対応と流れ



7 対応の変更及び解除について





いしぴい！食物アレルギー給食の対応品目が、2品目から15品目※に拡大されるんだって！

いしぴょん。そうなんだよ！食物アレルギーを持っている多くの子どもたちに、学校の給食を食べてもらいたい！！そんな気持ちで、対応品目が拡大されるんだよ。うれしいね。



そうなんだ～！僕は学校で色んな勉強することとっても楽しいけど、やっぱり給食の時間が一番楽しみだな～。石巻の人が一生懸命作ってくれた野菜とかが給食に入っている日は、おかわりして、たくさん食べちゃうよ～。

そうだね。給食の時間は、とっても楽しい時間だよ。今まで一緒に給食を食べることができなかったお友達が、一人でも多く一緒に給食を食べることができたら嬉しいね。



うん！すごく嬉しい。僕たちが食べてる給食と同じような給食が出てくるんだもんね！！

いしぴょん。それはちょっと違うよ。食物アレルギーのお友達の給食は、安全に作るために石巻市東学校給食センターの食物アレルギー専用の調理室で作るんだよ。だから、他の友達と違う内容の給食なんだ。デザートをつく日も違うこともあるんだよ。



そうなんだ～。でも給食センターの栄養士さんがお友達のために一生懸命考えてくれた給食だもん。ちょっと違って、お友達と一緒に楽しく食べれるなんて、僕とっても嬉しいよ！！

うん！でも、おうちの人を作ってくれてたお弁当もおいしかったし、とっても嬉しかったってお友達言ってたよ！ただ、いしぴょんが食べてる給食をお友達にあげたりすると、お友達が具合悪くなるから、クラスみんなでお友達に協力してあげてね。



うん。わかった！クラスみんなと先生達で、お友達と一緒に楽しい給食の時間になるように協力していくね！

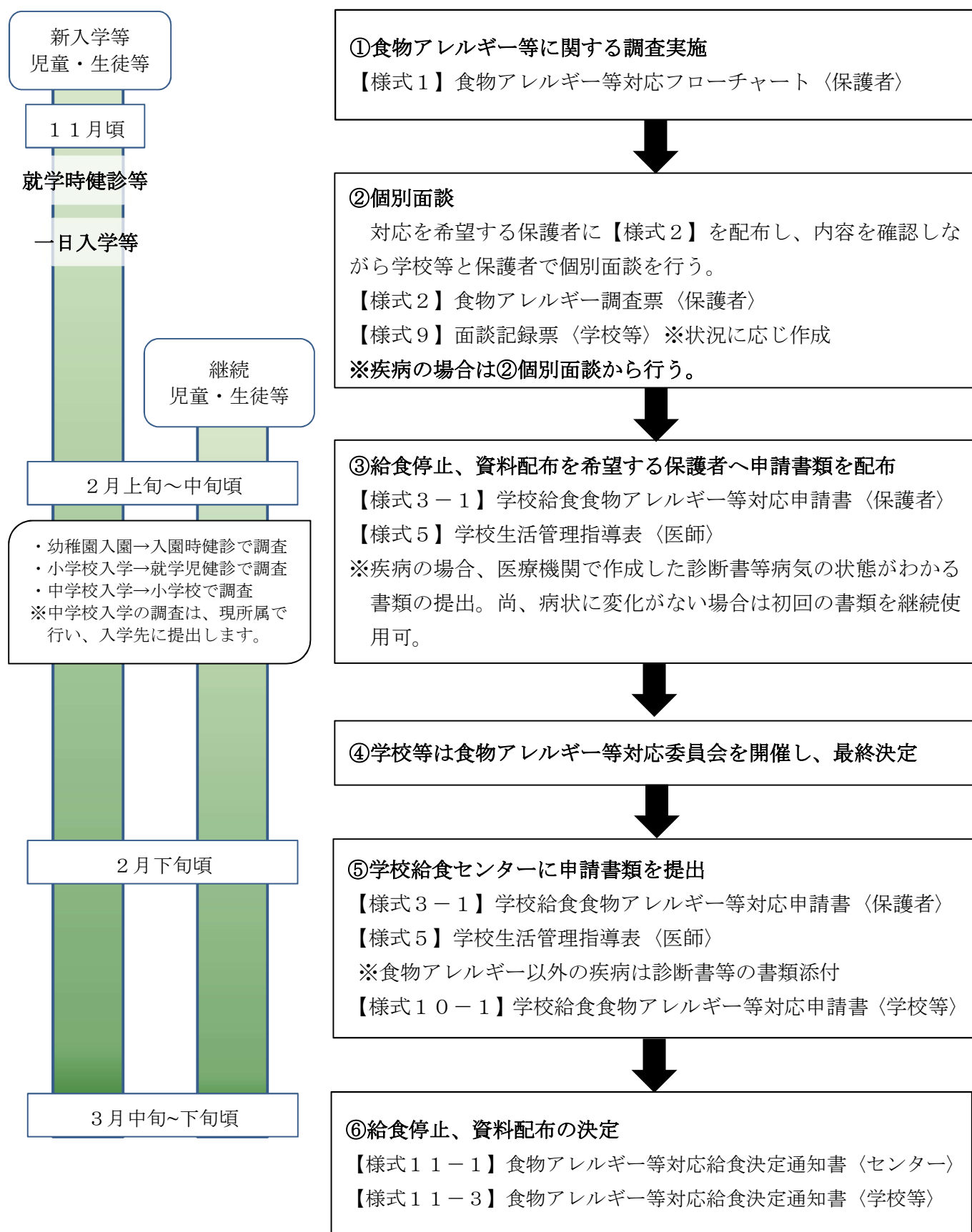
※令和2年度にアーモンドが追加され16品目になりました。

第 3 章

【対応 2】 給食停止（全部・副食・飲用牛乳・主食）

【対応 3】 資料配布（詳細献立表・成分表）

1 基本的な決定までの流れ【対応2】【対応3】



2 毎月の対応

- ・【対応2】給食停止（給食全部・副食・飲用牛乳・主食）
申請後の対応はありません。
- ・【対応3】資料配布（詳細献立表・成分表）
毎月末、学校給食センターから資料が配布されます。

3 その他の留意事項

特定の食品と運動の組合せでおこる食物依存症運動誘発アナフィラキシーを発症する恐れがあるので、給食後の運動や体育の授業等には十分に気を付けることが重要です。いずれの場合も、保護者・学校等・学校給食センターの三者の連携が必要です。

4 対応の変更及び解除について

食物アレルギー等対応（給食停止、資料配布）をしている児童・生徒等が、医師の診断により、対応内容に変更がある場合は変更の手続きを行います。

また、食物アレルギー等の症状の改善及び完治をし、アレルゲンの摂取が可能と判断された場合、解除の申請手続きを行います。但し、変更や解除をしても、対象児童・生徒等の症状に応じて、柔軟に対応していく必要があります。

①保護者に申請書配布

【様式3-2】学校給食食物アレルギー等対応変更申請書〈保護者〉

【様式4】学校給食食物アレルギー等対応解除申請書〈保護者〉



②必要に応じて個別面談

【様式9】面談記録票〈学校〉



③学校等は食物アレルギー等対応委員会を開催し、変更・解除の可否を決定



④申請書提出

【様式3-2】学校給食食物アレルギー等対応変更申請書〈保護者〉

【様式4】学校給食食物アレルギー等対応解除申請書〈保護者〉

【様式10-1】学校給食食物アレルギー等対応申請書〈学校等〉



⑤食物アレルギー等対応解除決定

【様式11-4】学校給食食物アレルギー等対応解除通知書〈センター〉

【様式11-5】学校給食食物アレルギー等対応解除通知書〈学校等〉



いしびい。学校で僕たちはどんなことに気をつけたらいいの？

お友達の給食と私たちの給食は違うから、間違って食べないように、クラスの間みんなも気をつけなきゃいけないね。でも給食以外の時間にも気をつけなきゃいけないことがあるよ。



どんなこと??

例えば…うん。そうだな。流し台で牛乳のパックを洗ったりするときも気をつけなきゃいけないかな。食べたりしなくても、触るだけで、具合悪くなったりするお友達もいるから。



そうなんだ。クラスにいるお友達だけじゃなくて、学校のみんなで考えていかなきゃいけないね。

そうだね。担任の先生とクラスの間みんなだけが気をつけなきゃいけないことではないね。学校の間みんなで一緒に考えていけたらすごくいいね。



第4章

学校におけるマニュアル

1 食物アレルギー等対応委員会

設置の趣旨・委員構成

児童・生徒等が食物アレルギー等対応を受ける際は、校長等を責任者とする食物アレルギー等対応委員会を設置します。この委員会では児童・生徒等の食物アレルギー等に関する情報を集約する他、様々な対応を協議し、最終的な決定を行います。

また、校内危機管理体制を構築し、各関係機関との連携や研修を企画します。

2 対応申請時期及び対応開始までの流れ

(1) 対応申請時期及び対応説明

ア 新入学時

就学時健康診断、一日入学等で学校等における食物アレルギー等対応及び学校給食における食物アレルギー等対応の内容を説明し、「食物アレルギー等対応フローチャート【様式1】」で対応希望の有無を確認します。対応希望がある場合、各申請書類を提出してもらいます。

イ 進級時及び進学時

前年度3学期に対応の継続又は解除申請の準備をします。進学の場合は、現所属で各申請書類を配布し、学校等職員が入学先に提出します。

ウ 新規発症・診断及び転入時

新入学時と同様の対応を行います。

(2) 対応開始前の面談の実施

対応開始前には関係職員（学校等職員、教育委員会、給食センター）及び保護者との面談や、学校等職員と保護者の個別面談を行います。

面談の日程調整は教育委員会、個別面談の日程調整は学校等職員が行います。可能な限り関係職員が幅広く参加できるように日程をします。面談や個別面談では、「学校生活管理指導表【様式5】」を始めとする各申請書類の確認を行い、対応内容について検討します。

(3) 面談における確認事項

- ☐過去の食物アレルギー発症（アナフィラキシーを含む）情報
- ☐家庭での対応
- ☐学校生活において配慮すべき必要事項
- ☐緊急時連絡先
- ☐食物アレルギー情報を提供することについての了解
- ☐対応方法について（食物アレルギー対応給食提供、給食停止、資料配布）
- ☐持参する弁当がある場合の保管場や方法（職員室内専用冷蔵庫等）
- ☐薬（エピペン等）の持参希望の有無や取扱い方法（保管場所と使用方法等）

(4) 面談記録・個別の取組プラン案の作成

面談等の際、養護教諭、学級担任、給食主任等は、状況に応じ「面談記録票【様式9】」、「個別の取組プラン案【参考】」を作成します。校長等は、「面談記録票【様式9】」、「個別の取組プラン案【参考】」の内容を全職員に周知徹底するとともに、保護者へ内容を伝え了承を得ます。

※食物アレルギー等対応給食提供の児童・生徒等は必須。その他対応児童・生徒等は必要に応じて作成すること。

(5) 対応開始及び決定

食物アレルギー等対応の最終決定は、食物アレルギー等対応委員会を開催し、決定します。安全に学校給食を提供できる体制を学校等、給食センター、保護者とともに最終確認し、食物アレルギー等対応を開始します。

対応内容については、給食センターの栄養教諭等から具体的な作業内容や手順を確認し、学校等関係職員へ周知徹底を図り、アレルゲンの混入や誤食のないよう万全の準備をします。

(6) 評価、見直し、個別指導・定期的な面談

定期的に対応の評価と見直しを行います。食物アレルギー等対応給食を喫食している児童・生徒等は「食物アレルギー個人票【様式8】」に記録します。この「食物アレルギー個人票【様式8】」は、進級・進学時に次年度担当者に確実に引継ぎを行います。

学校等は教育委員会、給食センターと連携し、家庭と十分な協力関係のもと、与えられた条件の中で最大の効果を生むよう努めます。

ア 評価

【対応1】喫食状況を連絡帳等で学校給食センターへ報告します。

【対応2・3】適切にアレルゲンの除去対応できているかを確認します。

イ 見直し

経過による症状の軽症化・重症化については、保護者と相談しながら対応の見直しを検討します。

ウ 個別指導・定期的な面談

学級担任や養護教諭、栄養教諭等は、保護者と児童・生徒等に対して個別指導を行い、学校等以外における食生活の質の向上を促します。

また、必要に応じて保護者と関係職員（学校等職員、教育委員会、給食センター）が面談を行い、適切な対応に向けて、良好なコミュニケーションを図ります。

面談では、児童・生徒等の給食での様子や、家庭での除去状況や医療機関受診状況などを聴取し、その後の対応に反映させます。また、その時点での課題や問題点の解決に向けて話し合います。

面談は、校長等も積極的に参加、情報の周知徹底を図ります。

3 教室等での対応

(1) 給食の時間における配慮

食物アレルギー等対応について、詳細献立表等で確認します。また日々の繰り返しの中で、確認作業が形骸化しないように注意し、給食時間中に誤食事故が起こらないようにルールを決めます。

- ・氏名の確認
- ・献立内容の確認（詳細献立表、成分表）
- ・配膳時の注意
- ・喫食時の注意
- ・片付け時の注意等

(2) 食材・食物を扱う活動等

食材・食物を扱う活動等について、面談記録表等を確認し、対応します。

ア 食物、食材を扱う授業、活動

- ・食物の調理、摂取を伴う授業等の配慮
- ・微量の摂取、接触により発症する児童・生徒等に対する配慮

イ 体育、部活動等運動を伴う活動

- ・食物依存性運動誘発アナフィラキシーへの配慮

ウ 宿泊を伴う校外学習

- ・食事などの配慮
- ・寝具などの配慮（そば殻を使用した枕等）
- ・緊急時の配慮

エ その他授業以外の課外活動等祭りやイベントなど様々な活動における配慮

4 保護者への対応

保護者と密に連絡を取り合い、児童・生徒等の健康状態を把握します。栄養素の不足等について家庭へ働きかけます。

また、成長するにつれて耐性を獲得する傾向にあるため、摂取が可能となった場合は医師の指示のもとに、変更及び解除の対応を行います。

5 学校給食センターとの連携

学校等は、児童・生徒等の健康状態を把握し、症状の変化等があった場合、学校給食センターへの連絡をします。

6 教職員の役割

校長等を責任者とする、「食物アレルギー等対応等委員会」を設置して、全職員で食物アレルギー等対応について共通理解を図り積極的に連携・協力していきます。

(1) 校長等

- ・職員に対し食物アレルギー等に関する知識や対応について、共通理解しておくよう指導します。
- ・保護者と面談した際は、食物アレルギー等対応給食に関する基本的な考え方を説明します。
- ・関係職員との話し合い、対応体制を構築します。

(2) 教頭

- ・保護者や関係機関の窓口として、全体の連絡調整をします。

(3) 給食主任

- ・食物アレルギー等のある児童・生徒等の実態を把握し、教職員の共通理解を図ります。
- ・保護者と面談した際、児童・生徒等の実態、保護者の要望等を確認します。
- ・緊急時の対応、関係機関への連絡先を確認します。

(宮城県教育委員会作成マニュアル参照)

(4) 学級担任

- ・食物アレルギー等対応を必要とする児童・生徒等が安全で楽しい給食時間を送ることができるよう十分に配慮します。
- ・食物アレルギー等に対しての正しい認識を持ち、他の児童・生徒等にも伝える機会をもちます。
- ・保護者と面談した際、児童・生徒等の実態、保護者の要望等を確認します。
- ・保護者からの連絡等は、すぐに関係職員に伝え、連絡を密にします。

(5) 養護教諭

- ・食物アレルギー等のある児童・生徒等の実態を把握します。
- ・学級担任・栄養教諭等、他の職員との連携を図ります。
- ・主治医、学校医と連携を図り、食物アレルギー等のある児童・生徒等が誤食した場合や、食物依存性運動誘発アナフィラキシーの症状が出た場合の応急処置の方法や連絡先を事前に確認します。

第5章

学校給食センターにおけるマニュアル



1 調理器具、食材の管理

食物アレルギー等対応に使用する調理器具、食材等の管理についてルールを定め、アレルギーの混入を防ぎます。

(1) 調理器具

食物アレルギー等対応給食専用の調理器具や食器具類を使用します。一般の調理器具や食器具類と区別して保管します。

(2) 食材

見本審査等で決定された安全なものを使用します。

(3) 調理担当者の区分化

食物アレルギー等対応給食担当の調理員を区別化することで、作業の単純化、引継ぎによるエラーを防ぎます。作業工程表を作成し、いつ、だれが、何に気をつけて作業するかを確認します。

食物アレルギー等対応給食担当者は、他と異なる色の専用エプロン等を着用し区別化して作業します。

(4) 確認作業の方法・タイミング

確認作業の方法（確認者、ダブルチェック、声出し指差し確認）やタイミングを決定し、確認するためのチェック表を作成します。

調理員：検収時、調理時、配食時にチェック表に確認状況を記入します。

配送員等：配送時等にチェック表に記入します。

2 食物アレルギー等対応給食の調理における具体的な対応

(1) 具体的な食物アレルギー等対応給食

食物アレルギー等対応給食は、通常献立とは別献立の給食になります。他児童・生徒等とは別献立となりますので、学級等での配慮をお願いします。対応品目を他の食品で代替し、大きく栄養価に不足が生じないように配慮し調理します。

また、学校給食センターの栄養教諭等は、学校を通じて、家庭での食事の配慮を促します。

(2) 各段階での留意事項

食物アレルギー等対応給食の調理における留意事項を、以下、段階を追って記します。

献立作成時
①アレルギーを含まない献立とします。 ②栄養的な面と作業面を考慮します。 ③加工品を使用する場合には、必ず成分表を取り寄せ、原材料の確認を行います。 ④食材選定の際には、必要に応じアレルギーを含まないものを選定する等の配慮をします。 ⑤学校給食センターは、給食に含まれるアレルギーに関する情報を確実に学校等及び保護者に伝えます。

事前
①前日までに、調理員と詳細な打合わせをします。 ②調理員はアレルギーや調理方法等を把握した上で、作業工程表や作業動線図、配膳方法等を確認します。取り違えが起きないように、食材を置く位置、扱い方等についても確認しておきます。 ③調理作業に入る前に、使用する食材や調味料を複数で確認します。 ④調理器具や調理員の手指、白衣等を介した調理過程での混入にも注意します。 ⑤当日の朝、再度調理にかかわる全員で、食材について共通理解を図ります。 ⑥納入時には、加工品類の成分表と、段ボール箱等に記入された成分表示を再確認します。発注したとおりの加工品が納入されたかどうかの確認をします。

調理
①食物アレルギー等対応給食については、除去すべきアレルギーが混入しないように注意して調理します。作業工程がすぐに確認できるよう、食物アレルギー等対応給食の内容を明確に表示したホワイトボード等を活用します。 ②使用器具を色分けする等、区別化しておきます。 ③調理員は専任、あるいは一定時間の専任とします。 ④作業の途中で専用スペースから出入りする必要がないように、調味料等の事前準備を行い、やむを得ず出入りする場合は、その都度手指、白衣を確認します。 ⑤途中からの取り分けの調理はせず、食物アレルギー等対応調理室でアレルギーを除いた調理をします。

配缶時
①万一混入が起こった場合は、提供を中止します。 ②「食物アレルギー等対応給食献立表【様式13】」、「食物アレルギー対応給食指示書【様式6】」をもとに、誤調理がないか複数名で確認します。

配送時
①食物アレルギー等対応給食は、対象児童・生徒等の学校等名、学年学級等名、児童・生徒等氏名が記載された個人用保温容器を専用の袋に入れ、配送します。 ②配送・配膳については、「食物アレルギー等対応給食受渡し確認表【様式15】」を使用し、誤配を防ぎます。

その他
①最初に煩雑な調理をすることにより調理ミスを防ぎます。 ②調味料等は少量しか使用しない場合があるため、消費・賞味期限に留意して使用します。

3 職員の役割

(1) 所長・副所長

- ・食物アレルギーの知識について、職員を指導、監督します。
- ・学校給食における食物アレルギー等対応給食対応を決定します。

(2) 栄養教諭等

- ・給食センター職員に食物アレルギー等の知識等について共通理解しておくよう指導します。
- ・関係職員との話し合い、対応体制を構築します。
- ・面談に出席し、アレルギーや症状、家庭での除去の状況等を把握します。
- ・学校給食における対応が決定したら、関係職員・保護者とともに毎月の対応について考え方を説明します。
- ・給食時の指導について学級担任等へアドバイスします。

(3) 調理員

- ・職員間で、食物アレルギー等の知識等の共通理解を図ります。
- ・栄養教諭等の調理指示のもと、作業動線図、作業工程表を確認し、調理作業します。
- ・誤調理、誤配送をしないように配膳します。

(4) 配送員

- ・誤配をしないように配送します。

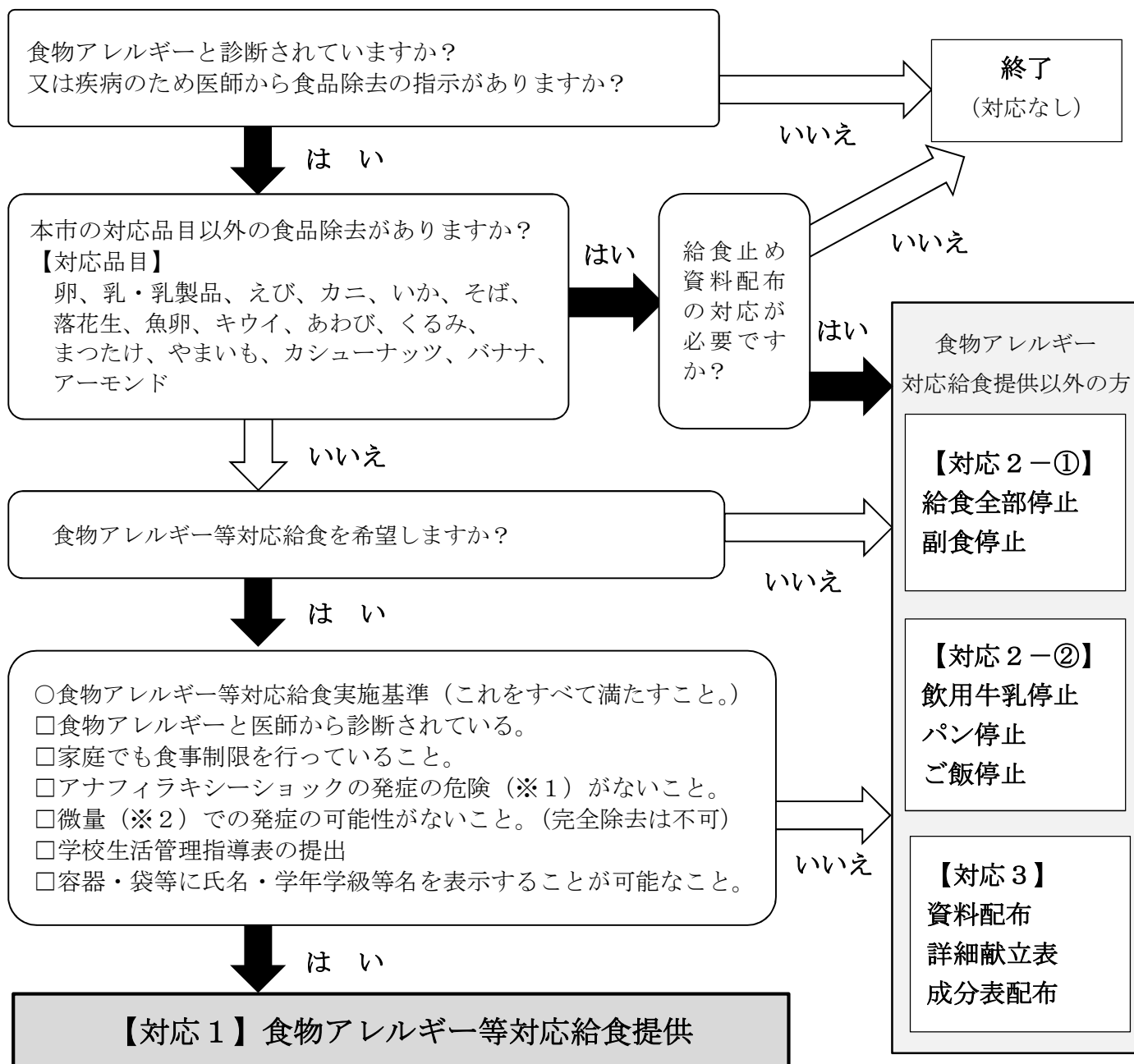
第6章 様式集

区分	書類の名称	記入者
様式1	食物アレルギー等対応フローチャート	保護者
様式2	食物アレルギー調査票	
様式3-1	学校給食食物アレルギー等対応申請書	
様式3-2	学校給食食物アレルギー等対応 <u>変更</u> 申請書	
様式4	学校給食食物アレルギー等対応 <u>解除</u> 申請書	
様式5	学校生活管理指導表	医師
様式6	学校給食食物アレルギー対応指示書	
様式7	家庭における除去の程度	保護者
様式8	食物アレルギー個人票	学校等
様式9	面談記録票	
様式10-1	学校給食食物アレルギー等対応申請書（新規・変更・解除）	
様式10-2	学校給食食物アレルギー等対応給食申請書	
様式11-1	学校給食食物アレルギー等対応決定通知書	センター
様式11-2	学校給食食物アレルギー等対応給食決定通知書	
様式11-3	学校給食食物アレルギー等対応決定通知書	学校等
様式11-4	学校給食食物アレルギー等対応解除通知書	センター
様式11-5	学校給食食物アレルギー等対応解除通知書	学校等
様式12	学校給食食物アレルギー等対応給食同意書	保護者
様式13	食物アレルギー等対応給食予定献立表	センター
様式14	食物アレルギー等対応給食承諾書	保護者
様式15	食物アレルギー等対応給食受渡し確認表	学校等
参考	食物アレルギー個別取組プラン	学校等

食物アレルギー等対応フローチャート

学校等名 _____ 幼、小、中 年 組 名前 _____ 男・女 _____

次の質問項目を「はい」か「いいえ」で判断し、対応方法に○をつけて確認してください。



※1：アナフィラキシーショックの危険とは

- ・過去にアナフィラキシーショックを起こした既往がある場合。
- ・アナフィラキシーを起こし、治療により改善したが、治療が遅れた場合ショックに至る可能性がある場合。
- ・検査の結果からそのリスクがあると判断された場合。

※2：微量とは、例えば小麦が空气中を舞い混入する場合、または調理器具や食器に洗っても残っている微量成分の場合。

食物アレルギー調査票

学校等名 _____ 幼、小、中 _____ 年 _____ 組 氏名 _____ 男・女 _____

記入年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者名 _____

1 医師の診断について

- ・ 医師から食物アレルギーと診断されていますか。 (はい ・ いいえ)
- ・ 医師の最終診断はいつですか。 (_____ 年 _____ 月頃)
- ・ 医師から書面での証明をとったことがありますか。 (はい ・ いいえ)
- (生活管理指導表 ・ 診断書 ・ 各種検査結果表)

2 アレルギーの原因と症状について記入してください。

アレルゲンと除去程度、食した時の症状、家庭の対応方法をお書きください。

アレルゲン	除去の程度	食した時の症状	家庭での対応方法
	☐ 完全除去 ☐ 微量の混入可 ☐ 加熱加工品可 ☐ 少量摂取可(_____ g まで) ☐ その他注意事項 (_____)		☐ 完全除去 ☐ 本人による取除き ☐ 特に配慮していない ☐ その他 (_____)
	☐ 完全除去 ☐ 微量の混入可 ☐ 加熱加工品可 ☐ 少量摂取可(_____ g まで) ☐ その他注意事項 (_____)		☐ 完全除去 ☐ 本人による取除き ☐ 特に配慮していない ☐ その他 (_____)
	☐ 完全除去 ☐ 微量の混入可 ☐ 加熱加工品可 ☐ 少量摂取可(_____ g まで) ☐ その他注意事項 (_____)		☐ 完全除去 ☐ 本人による取除き ☐ 特に配慮していない ☐ その他 (_____)
	☐ 完全除去 ☐ 微量の混入可 ☐ 加熱加工品可 ☐ 少量摂取可(_____ g まで) ☐ その他注意事項 (_____)		☐ 完全除去 ☐ 本人による取除き ☐ 特に配慮していない ☐ その他 (_____)

3 アナフィラキシーショックを起こした経験がありますか。

☐いいえ ☐はい (回数 回、最後の発症年月： 年 月)
原因 (食物・昆虫刺傷・医薬品・ラテックス (天然ゴム)・運動・その他 ())
症状 (呼吸困難・血圧低下・意識喪失・呼吸停止・その他 ())

4 エピペン (アドレナリン自己注射) を医師から処方されていますか。

☐はい (年 月～) ☐いいえ

5 食物アレルギーの治療のために使用している薬がありますか。

☐はい (薬剤名) ☐いいえ

6 今後、学校給食で希望する対応方法に☐チェックしてください。

☐対応不要 (通常給食の提供)
☐本人除去 (資料配布 : ☐詳細献立表 ☐成分表)
☐給食全部停止 ☐副食停止
☐飲用牛乳停止
☐パン停止 ☐ご飯停止
☐食物アレルギー等対応給食提供

★食物アレルギー等対応給食について★

下記の対応品目をすべて使用しない献立の給食提供になります

【対応品目 (16品目)】

卵、乳・乳製品、えび、カニ、いか、そば、落花生 魚卵、キウイ
あわび、くるみ、まつたけ、やまいも カシューナッツ、バナナ、アーモンド

【対応基準】※すべて満たしていること。

- ☐医師の診断があり、生活管理指導表の提出があること。
- ☐家庭でも食事制限 (療法) を行っていること。
- ☐アナフィラキシーショックの発症の危険がないこと。
- ☐微量での発症の可能性がないこと。
- ☐容器袋等に、氏名や学年・学級等の表示が可能なこと

学校給食食物アレルギー等対応申請書

年 月 日

石巻市立

学校（園）長 あて

保護者氏名

学校給食における食物アレルギー等の対応について、下記の必要書類を添えて申請します。

記

学校等名	石巻市立	学年・組	
ふりがな 氏 名		生年月日	
ふりがな 保護者氏名		携帯番号①	(続柄:)
電話番号		携帯番号②	(続柄:)
住 所	〒		

1 前籍の保育園・幼稚園・学校での給食対応を記入ください。(新入学・転入時のみ記入)

施設名	給食対応 (有 ・ 無 ・ 弁当持参)
-----	-----------------------

2 今後の学校給食での食物アレルギー等対応について、希望する項目をチェックしてください。

対応の分類	添付書類 (必須)
対応 1 ☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ※基準に該当する場合可	【様式 2】 食物アレルギー調査票〈保護者〉 【様式 5】 学校生活管理指導表〈医師〉 【様式 6】 食物アレルギー等対応給食指示書〈医師〉 【様式 7】 家庭における除去の程度〈保護者〉
対応 2 ・ 3 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布	・食物アレルギーの場合 【様式 5】 学校生活管理指導表〈医師〉 ・疾病の場合 医療機関で作成した診断書等病気の状態がわかる 書類 (写し) の提出

3 給食における食物アレルギー等対応の実施に当たり、下記のことを理解して同意します。

☐ 栄養面・献立面で不足が生じる可能性があること。※検討☐ 微量混入 (コンタミネーション) の可能性が完全に排除できないこと。☐ 定期的及び必要に応じて、対応内容について学校側と協議する必要があること。☐ 申請内容は審査の結果によりすべて実現するとは限りません。

学校給食食物アレルギー等対応変更申請書

年 月 日

石巻市立 学校（園）長 あて

保護者氏名

学校給食における食物アレルギー等の対応について、医師の診断の結果、変更がありますので、下記の必要書類を添えて申請します。

学校等名	石巻市立	学年・組	
ふりがな 氏名		生年月日	
ふりがな 保護者氏名		携帯番号	
電話番号		F A X	
住 所	〒		
変更理由と内容			

1 今後の学校給食での食物アレルギー等対応について、希望する項目をチェックしてください。

対応の分類	添付書類（必須）
対応 1 ☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ※基準に該当する場合可	【様式 2】食物アレルギー調査票〈保護者〉 【様式 5】学校生活管理指導表〈医師〉 【様式 6】食物アレルギー等対応給食指示書〈医師〉 【様式 7】家庭における除去の程度〈保護者〉
対応 2・3 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布	・食物アレルギーの場合 【様式 5】学校生活管理指導表〈医師〉 ・疾病の場合 医療機関で作成した診断書等病気の状態がわかる 書類（写し）の提出

2 食物アレルギー等対応給食の実施に当たり、下記のことを理解して同意します。

（すべての項目を確認の上、チェックしてください。）

- ☐ 栄養面・献立面で不足が生じる可能性があること。
- ☐ 微量混入（コンタミネーション）の可能性が完全に排除できないこと。
- ☐ 定期的及び必要に応じて、対応内容について学校側と協議する必要があること。
- ☐ 申請内容は審査の結果によりすべて実現するとは限りません。

学校給食食物アレルギー等対応解除申請書

年 月 日

石巻市立 学校（園）長 あて

保護者氏名

学校給食における食物アレルギー等の対応について、医師の診断のもと、食物アレルギー及び疾病等が改善・完治しましたので、対応の解除を申請します。

記

学校等名	石巻市立	学年・組	
ふりがな 氏名		生年月日	
ふりがな 保護者氏名		携帯番号	
電話番号		F A X	
住 所	〒		

1 確認事項

解除する対応		確認事項
対応 1	☐ 食物アレルギー等対応給食提供	解除になった原因食品名 _____
対応 2・3	☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布	☐ 食物アレルギー等が改善し、給食での対応が必要ないことを医師に確認できていること。 <u>医療機関名</u> <u>確認した日</u> 年 月 日 ☐ 家庭で原因食品を複数回喫食し、食物アレルギー等の症状がないことが確認できていること。

※添付書類は必要ありません。

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

【様式5】

名前 _____（男・女） _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 組

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者 電話： _____
アナフィラキシー （あり・なし） ／ 食物アレルギー （あり・なし）	A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	A 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 B 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要	【緊急時連絡先】 ★連絡医療機関 医療機関名： _____ 電話： _____	
	B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） _____ 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー _____ 3. 運動誘発アナフィラキシー _____ 4. 昆虫（ _____ ） 5. 医薬品（ _____ ） 6. その他（ _____ ）	C 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 コマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス		
	C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳・乳製品 《 》 3. 小麦 《 》 4. ソバ 《 》 5. ピーナッツ 《 》 6. 甲殻類 《 》（ ） 7. 木の実類 《 》（ ） 8. 果物類 《 》（ ） 9. 魚類 《 》（ ） 10. 肉類 《 》（ ） 11. その他1 《 》（ ） 12. その他2 《 》（ ）	【除去根拠】 該当するものを全てを《 》内に記載 ① 明らかな症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 ③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未摂取 （ ）に具体的な食品名を記載		
	D 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3. その他（ ）	F その他の配慮・管理事項(自由記述)		
気管支ぜん息 （あり・なし）	病型・治療	学校生活上の留意点	★保護者 電話： _____	
	A 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良	A 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要	★連絡医療機関 医療機関名： _____	
	B-1 長期管理薬（吸入） 1. ステロイド吸入薬 () () 2. ステロイド吸入薬／長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () () 3. その他 () ()	B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要	電話： _____	
	B-2 長期管理薬（内服） 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () 2. その他 ()	D その他の配慮・管理事項(自由記述)	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
	B-3 長期管理薬（注射） 1. 生物学的製剤 ()		医師名 _____	
	C 発作時の対応 1. ベータ刺激薬吸入 () () 2. ベータ刺激薬内服 () ()		医療機関名 _____	

裏 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

【様式5】

名前 _____（男・女） _____年 ____月 ____日生 _____年 ____組

提出日 _____年 ____月 ____日

アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	病型・治療		学校生活上の留意点		記載日
	A 重症度のめやす（厚生労働科学研究班） 1. 軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 *軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変		A プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要		年 月 日
			B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要		医師名
			C 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要		医療機関名
	B-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏（「プロトピック®」） 3. 保湿剤 4. その他（ ）	B-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 []	B-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤	D その他の配慮・管理事項(自由記述)	
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	病型・治療		学校生活上の留意点		記載日
	A 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他（ ）		A プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要		年 月 日
	B 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他（ ）		B 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		医師名
			C その他の配慮・管理事項（自由記載）		医療機関名
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	病型・治療		学校生活上の留意点		記載日
	A 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期： 春、夏、秋、冬		A 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		年 月 日
	B 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法（ダニ・スギ） 4. その他（ ）		B その他の配慮・管理事項（自由記載）		医師名
					医療機関名

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

石巻市東学校給食センター所長 あて

石巻市立 学校（園）長 あて

病院・医院

年 月 日

医師名

学校給食食物アレルギー対応指示書

氏名				男 ・ 女	平成 年 月 日生
原因食品	診断根拠	最近の発症 及び 検査年月日	食事の際の指示事項 (除去の程度)		現時点で摂取した場合に出現する 可能性のある症状
	☐ あきらかな 症状の既往 ☐ 食物負荷試験 陽性 ☐ I g E 抗体等 検査結果陽性		☐ 完全除去 ☐ 微量の混入は可 ☐ 加工品は可 ☐ 加熱すれば可 ☐ 本人の判断で取り除く ☐ 感作療法実施中 ☐ その他の注意事項 ()		☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛・嘔吐など消化器症状 ☐ ショック（全身）症状 ☐ その他 ()
	☐ あきらかな 症状の既往 ☐ 食物負荷試験 陽性 ☐ I g E 抗体等 検査結果陽性		☐ 完全除去 ☐ 微量の混入は可 ☐ 加工品は可 ☐ 加熱すれば可 ☐ 本人の判断で取り除く ☐ 感作療法実施中 ☐ その他の注意事項 ()		☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛・嘔吐など消化器症状 ☐ ショック（全身）症状 ☐ その他 ()
	☐ あきらかな 症状の既往 ☐ 食物負荷試験 陽性 ☐ I g E 抗体等 検査結果陽性		☐ 完全除去 ☐ 微量の混入は可 ☐ 加工品は可 ☐ 加熱すれば可 ☐ 本人の判断で取り除く ☐ 感作療法実施中 ☐ その他の注意事項 ()		☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛・嘔吐など消化器症状 ☐ ショック（全身）症状 ☐ その他 ()
緊急時に備えた処方薬		①内服薬 無 ・ 有 () ②エピペン 無 ・ 有 () ③その他 ()			
その他（注意事項等）					

原因食品	診断根拠	最近の発症 及び 検査年月日	食事の際の指示事項 (除去の程度)	現時点で摂取した場合に出現する 可能性のある症状
	☐ あきらかな 症状の既往 ☐ 食物負荷試験 陽性 ☐ I g E 抗体等 検査結果陽性		☐ 完全除去 ☐ 微量の混入は可 ☐ 加工品は可 ☐ 加熱すれば可 ☐ 本人の判断で取り除く ☐ 感作療法実施中 ☐ その他の注意事項 ()	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛・嘔吐など消化器症状 ☐ ショック（全身）症状 ☐ その他 ()
	☐ あきらかな 症状の既往 ☐ 食物負荷試験 陽性 ☐ I g E 抗体等 検査結果陽性		☐ 完全除去 ☐ 微量の混入は可 ☐ 加工品は可 ☐ 加熱すれば可 ☐ 本人の判断で取り除く ☐ 感作療法実施中 ☐ その他の注意事項 ()	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛・嘔吐など消化器症状 ☐ ショック（全身）症状 ☐ その他 ()
	☐ あきらかな 症状の既往 ☐ 食物負荷試験 陽性 ☐ I g E 抗体等 検査結果陽性		☐ 完全除去 ☐ 微量の混入は可 ☐ 加工品は可 ☐ 加熱すれば可 ☐ 本人の判断で取り除く ☐ 感作療法実施中 ☐ その他の注意事項 ()	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛・嘔吐など消化器症状 ☐ ショック（全身）症状 ☐ その他 ()
	☐ あきらかな 症状の既往 ☐ 食物負荷試験 陽性 ☐ I g E 抗体等 検査結果陽性		☐ 完全除去 ☐ 微量の混入は可 ☐ 加工品は可 ☐ 加熱すれば可 ☐ 本人の判断で取り除く ☐ 感作療法実施中 ☐ その他の注意事項 ()	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛・嘔吐など消化器症状 ☐ ショック（全身）症状 ☐ その他 ()

家庭における除去の程度

ご家庭で除去されているものを確認して、給食対応の参考にする資料です。
現在、ご家庭で食べているものに○、食べていないものに×を、() に記入してください。

学校等名 幼、小、中 年 組 氏名 男・女

記入年月日： 年 月 日 保護者名

卵

食品区分	食品リスト	○ ×
1	生卵、生の卵白が含まれる食品（一部シャーベット、一部のホイップクリームなど）	()
2	加熱した卵料理（ゆで卵、卵焼き、オムレツ、目玉焼きなど）	()
	生の卵黄が含まれる食品（アイスクリーム、マヨネーズなど）	()
	加熱の不十分な卵が含まれる食品（プリン、茶碗蒸し、カスタードクリームなど）	()
3	加熱した卵が含まれる食品（ケーキ、カステラ、クッキー、菓子パン、ドーナッツ、天ぷら、フライなどの衣 など）	()
	つなぎに卵が含まれる食品（かまぼこ、ちくわ、ハム、ソーセージ、中華麺など）	()
4	全卵を極めて微量に含む食品（一部のパン、天ぷら粉、麺類のつなぎ）	()

乳・乳製品

食品区分	食品リスト	○ ×
1	生の牛乳、牛乳を主原料とした食品（牛乳、調整粉乳、練乳など）	()
	生の牛乳を用いた食品（生クリーム、アイスクリームなど）	()
2	牛乳が相当量含まれる食品（プリン、ババロア、クリームシチュー、ホワイトソース、ポタージュ など）	()
	チーズ、ヨーグルト、バターやこれらを主要な原料として用いた食品	()
3	牛乳を多く用いたお菓子類（ケーキ、菓子パン、チョコレート、ドーナッツ、カステラなど）	()
	つなぎにカゼインを使用した食品（ハム、ソーセージなど）	()
4	乳を含むマーガリン、ショートニング	()
	牛乳やバターが少量含まれる食品（食パン、ビスケット、クッキーなど）	()
	乳糖	()

肉類

食品区分	食品リスト	○ ×
1	肉そのもの（牛肉・豚肉・鶏肉など）	()
2	肉・骨などを使用したスープ（コンソメ、ルウなど）	()

小麦・小麦粉製品

食品区分	食品リスト	○ ×
1	小麦を主成分とした食品（パン、うどん、パスタ、中華麺、麩、ケーキなど）	()
2	小麦を少量使用した食品（肉・練り製品のつなぎ、カレーなどのルー、フライや天ぷらの衣など）	()
3	みそ、しょうゆ、酢	()

魚介類・甲殻類

食品区分	食品リスト	○ ×
1	甲殻類・魚そのもの（えび・かに、いか、魚、貝など）	()
2	魚介類を使用したスープなど（だし、ソースの一部など）	()
その他	魚卵（いくら、子持ちししゃも、たらこ、など）	()
備考（食べていない魚介類を列記）		

大豆・大豆加工品及び豆類

食品区分	食品リスト	○ ×
1	大豆・枝豆・おから	()
2	豆乳・豆腐・厚揚げ・油揚げ・がんもどきなど	()
	きな粉、またその加工品	()
	納豆	()
	市販植物油のほとんど（大豆油、天ぷら油、サラダ油）	()
	マーガリン、ルー	()
3	豆類（あずき、もやし、インゲン豆、グリーンピースなど）	()
	味噌、しょうゆなど	()

その他：食べられない食材に☑して、具体的な品名を列記してください。

☐野菜 ☐果物 ☐そば ☐米 ☐大麦（麦ごはん） ☐ナッツ類 ☐ごま
☐まいたけ ☐やまいも ☐ゼラチン

※食物アレルギー等対応給食は、石巻市の対応品目のアレルギーの方に限ります。他の食品にアレルギーがある場合は、対象とはなりません。

食物アレルギー個人票

年度											
校等名											
学年	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
学級											

ふりがな			性別		男・女		生年 月 日		年 月 日生		
氏 名											
保護者氏名			電話番号								
			携帯番号								
保護者住所	〒										
主治医	病院・医院名					変更 年 月	病院・医院名				
	主治医名						主治医名				
	電話番号						電話番号				
生活管理指導表	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
○をつける											
検査等	① 年 月		② 年 月		③ 年 月		④ 年 月		⑤ 年 月		

除去食品											
発症経過	①初回診断日 (年 月 日) ②アナフィラキシーをおこしたことが (ない ・ ある 年 月、 年 月) ③エピペンを処方されて (いる ・ いない) エピペンを処方されている場合 保管場所: 自宅・本人携帯・学校等・その他 ()										
症状 改善等の変化や 経年経過等追記	年 月										
病院や家庭 での処置等 経年経過等追記	年 月										
服薬及び 緊急処方 薬名及び飲み方	年 月										
調理実習、宿泊学習等 での配慮希望事項											

食物アレルギー等対応 給食の希望		☐ 食物アレルギー等対応給食を 希望する	☐ 食物アレルギー等対応給食を 希望しない
緊急連絡者及び連絡順位		発症状態による緊急時の対応 A又はB	
続柄	電話番号	A 弱い反応の場合 ・左の上から順にいずれかの方と連絡をとり ・主治医には（学校等・保護者）から、状態により連絡する。 ※10分以内に反応が治まらないときは、Bの対応に移行する。 B ひどい腫れや呼吸困難などの強い反応の場合 ・左の上から順にいずれかの方と連絡をとりながら、救急車で 救急医療機関に運ぶ （希望医療機関名 _____） （電話番号 _____） ※状況に応じて希望搬送先が変わる場合有	
特記事項			

【学校給食における対応決定事項】※対応内容が変更になった場合記入

決定	年 月 日 (学校・園)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布
変更の経過	年 月 日 (学校・園)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布
	年 月 日 (学校・園)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布
	年 月 日 (学校・園)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布
解除	年 月 日 (学校・園)	

【学校での様子】 学校で発症した場合などを記録

	年 月 日	年 月 日	年 月 日
症 状			
処 置			
その他			
その他・特記事項等 ※要記入年月日			

※食物アレルギー個人票は中学3年生まで使用し、その後本人に返却します。

面談記録票

年 月 日

学校等名		面談者	
氏名	年 組	保護者氏名	

1 食物アレルギーを起こす原因食品、程度及び症状等について

食品名	アレルギーを起こす量	加熱の有無	症 状	家庭での対応	血液検査等の結果
	☐ 加工品・調味料等に含まれる微量でも不可 ☐ 少量でも不可 ☐ ある程度の量 ()	☐ 加熱後も不可 ☐ 加熱すれば可 ☐ その他	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛・嘔吐など消化器症状 ☐ ショック（全身）症状 ☐ その他 () ・症状確認時期：平成 年 月頃	☐ 完全除去 ☐ 本人除去 ☐ 特に配慮をしていない ☐ その他	☐ 陽性 ☐ 陰性 ☐ 未実施
	☐ 加工品・調味料等に含まれる微量でも不可 ☐ 少量でも不可 ☐ ある程度の量 ()	☐ 加熱後も不可 ☐ 加熱すれば可 ☐ その他	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛・嘔吐など消化器症状 ☐ ショック（全身）症状 ☐ その他 () ・症状確認時期：平成 年 月頃	☐ 完全除去 ☐ 本人除去 ☐ 特に配慮をしていない ☐ その他	☐ 陽性 ☐ 陰性 ☐ 未実施
	☐ 加工品・調味料等に含まれる微量でも不可 ☐ 少量でも不可 ☐ ある程度の量 ()	☐ 加熱後も不可 ☐ 加熱すれば可 ☐ その他	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛・嘔吐など消化器症状 ☐ ショック（全身）症状 ☐ その他 () ・症状確認時期：平成 年 月頃	☐ 完全除去 ☐ 本人除去 ☐ 特に配慮をしていない ☐ その他	☐ 陽性 ☐ 陰性 ☐ 未実施

食 品 名	アレルギーを 起こす量	加熱の有無	症 状	家庭での 対応	血液検査 等の結果
	☐ 加工品・調味料等 に含まれる微量 でも不可 ☐ 少量でも不可 ☐ ある程度の量 (卵黄：) (卵白：)	☐ 加熱後も不可 ☐ 加熱すれば可 ☐ その他	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛・嘔吐など消化器症状 ☐ ショック（全身）症状 ☐ その他（ ） ・症状確認時期：平成 年 月頃	☐ 完全除去 ☐ 本人除去 ☐ 特に配慮 をしてい ない ☐ その他	☐ 陽性 ☐ 陰性 ☐ 未実施
	☐ 加工品・調味料等 に含まれる微量 でも不可 ☐ 少量でも不可 ☐ ある程度の量 ()	☐ 加熱後も不可 ☐ 加熱すれば可 ☐ その他	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛・嘔吐など消化器症状 ☐ ショック（全身）症状 ☐ その他（ ） ・症状確認時期：平成 年 月頃	☐ 完全除去 ☐ 本人除去 ☐ 特に配慮 をしてい ない ☐ その他	☐ 陽性 ☐ 陰性 ☐ 未実施
	☐ 加工品・調味料等 に含まれる微量 でも不可 ☐ 少量でも不可 ☐ ある程度の量 ()	☐ 加熱後も不可 ☐ 加熱すれば可 ☐ その他	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛・嘔吐など消化器症状 ☐ ショック（全身）症状 ☐ その他（ ） ・症状確認時期：平成 年 月頃	☐ 完全除去 ☐ 本人除去 ☐ 特に配慮 をしてい ない ☐ その他	☐ 陽性 ☐ 陰性 ☐ 未実施

2 現在、除去中の食物について

食品名	☐ ある（食品名： ） ☐ ない
除去食の判断	☐ 医師 ☐ 保護者 ☐ その他（ ）
感作療法実施	☐ ない ☐ ある（食品名： ）

3 アナフィラキシーショックの経験について

アナフィラキシーショックの経験がある ☐ ない ☐ ある		
・回数	回	・最後の発症年月日： 年 月
・原因（食物、昆虫刺傷、医薬品、ラテックス（天然ゴム）、運動、その他（ ））		
・症状（呼吸困難、血圧低下、意識喪失、呼吸停止、その他（ ））		

4 食物依存性運動誘発アナフィラキシーを発症したことがありますか

☐ ない
☐ ある（食事との関連： ）

5 医師の診断状況

医師の診断の有無および時期等	・医師の診断： 有 ・ 無 ・食物アレルギー検査の有無：有（ 陽性・陰性 ）・無 ・時期（最後に診断した）： 年 月 ・医療機関への受診頻度：
診断内容等	
病院・医院名	病院・医院名： 医師名：
使用している薬等	☐ なし ☐ 内服薬（ ） ☐ 吸入薬（ ） ☐ 外用薬（ ） ☐ エピペン ☐ その他（ ）

6 学校給食での対応希望

☐ 食物アレルギー等対応給食提供	☐ 給食全部停止	☐ 副食停止
☐ 飲用牛乳の停止	☐ パン停止	☐ ご飯停止
☐ 詳細献立表配布	☐ 成分表配布	

7 学校における配慮

配慮事項	☐ 給食当番 ☐ 掃除当番 ☐ 体育・運動会の参加 ☐ 校外学習 ☐ 宿泊学習 ☐ 調理実習 ☐ 学校への持参薬 ☐ 薬の保管場所 ☐ 学校給食の配慮 ☐ 本人への指導 ☐ 他の児童・生徒等への指導 ☐ クラブ活動・部活動 ☐ その他（ ）
具体的な配慮及び対応	

【様式 10-1】

年 月 日

石巻市 学校給食センター所長 あて

石巻市立 学校(幼稚園)

校長(園長) 印

学校給食食物アレルギー等対応申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

ふりがな 児童・生徒等氏名 (学年・組)	対応項目 ※希望する対応にチェック	原因食品	区分	対応開始 希望日
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布		新規 継続 変更 解除	月 日
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布		新規 継続 変更 解除	月 日
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布		新規 継続 変更 解除	月 日
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布		新規 継続 変更 解除	月 日
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布		新規 継続 変更 解除	月 日

※食物アレルギー等対応給食対応の児童・生徒等についても、【様式 10-1】に記載すること。食物アレルギー等対応給食提供を希望する児童・生徒等がいる場合は、別途【様式 10-2】を石巻市東学校給食センターに提出すること。

ふりがな 児童・生徒等氏名 (学年・組)	対応項目 ※希望する対応にチェック	原因食品	区分	対応開始 希望日
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布		新規 継続 変更 解除	月 日
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布		新規 継続 変更 解除	月 日
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布		新規 継続 変更 解除	月 日
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布		新規 継続 変更 解除	月 日
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布		新規 継続 変更	月 日
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布		新規 継続 変更 解除	月 日
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布		新規 継続 変更 解除	月 日

【様式10-2】

年 月 日

石巻市東学校給食センター所長 あて

石巻市立 学校(幼稚園)
校長(園長) 印

学校給食食物アレルギー等対応給食申請書

このことについて、「食物アレルギー等対応給食」の依頼がありましたので、下記のとおり申請いたします。

記

ふりがな 氏名 (生年月日)	(年 月 日生)	性 別	男 ・ 女
		保護者名	
学校名 学級担任名	石巻市立 幼稚園・小学校・中学校 年 組 学級担任名		
食物アレルギー 一症状の詳細			
対応内容	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布		
添付書類 ※写しを提出	【様式8】食物アレルギー個人票 【様式9】面談記録票		

石巻市立

学校（園）長 あて

石巻市 学校給食センター

所長

印

学校給食食物アレルギー等対応決定通知書

年 月 日付で申請がありました学校給食での食物アレルギー等対応について、下記のとおり決定いたします。

記

ふりがな 児童・生徒等氏名 (学年・組)	対応項目	対応 開始日	区分	備考
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布	月 日	新規 継続 変更	
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布	月 日	新規 継続 変更	
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布	月 日	新規 継続 変更	
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布	月 日	新規 継続 変更	
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布	月 日	新規 継続 変更	

ふりがな 児童・生徒等氏名 (学年・組)	対応項目	対応 開始日	区分	備考
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布	月 日	新規 継続 変更	
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布	月 日	新規 継続 変更	
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布	月 日	新規 継続 変更	
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布	月 日	新規 継続 変更	
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布	月 日	新規 継続 変更	
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布	月 日	新規 継続 変更	
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布	月 日	新規 継続 変更	

石巻市立 学校（園）長 あて

石巻市東学校給食センター

所長

印

学校給食食物アレルギー等対応給食決定通知書

年 月 日付で申請がありました学校給食での食物アレルギー等対応給食について、下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

学校等名	石巻市立 幼稚園 小学校 中学校	年 年	組 組 組
氏名			
対応開始日	年 月 日		
対応内容	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布		

※「食物アレルギー等対応給食」の提供を受ける場合には、氏名・学年学級等を表示した個人用保温容器・袋で配送します。

※疾病で食事制限が必要な場合には、前年度に提出いただいた診断書等を継続して使用します。

※対応期間中に症状の変更があった場合は、「食物アレルギー対応等給食変更申請書（継続用）

【様式 3-2】」及び指定された添付書類を提出してください。

※コンタミネーション（微量混入）の可能性は完全には排除できません。

様

石巻市立 学校(幼稚園)
校長(園長) 印

学校給食食物アレルギー等対応決定通知書

年 月 日付で申請がありました学校給食での食物アレルギー等対応について、下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

学校等名	石巻市立 幼稚園 小学校 年 組 中学校 年 組
氏名	
対応開始日	年 月 日
対応内容	☐ 食物アレルギー等対応給食提供 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布

※「食物アレルギー等対応給食」の提供を受ける場合には、氏名・学年学級等を表示した個人用保温容器・袋で配送します。

※疾病で食事制限が必要な場合には、前年度に提出いただいた診断書等を継続して使用します。

※対応期間中に症状の変更があった場合は、「食物アレルギー対応等給食変更申請書（継続用）【様式 3-2】」及び指定された添付書類を提出してください。

※コンタミネーション（微量混入）の可能性は完全には排除できません。

石巻市立

学校（園）長 あて

石巻市 学校給食センター

所長

印

学校給食食物アレルギー等対応解除通知書

このことについて、下記のとおり、食物アレルギー等対応を解除いたします。

なお、給食停止の解除については、解除日より給食費の支払いの対象になりますので了承願います。

児童・生徒等氏名 (年 組)	解除内容	解除日
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布	月 日
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布	月 日
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布	月 日
(年 組)	☐ 食物アレルギー等対応給食 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布	月 日

【様式 11-5】

年 月 日

様

石巻市立 学校

校長 印

学校給食食物アレルギー等対応解除通知書

年 月 日に申請のありましたこのについて、下記のとおり、食物アレルギー等対応を解除いたします。

なお、給食停止の解除については、解除日より給食費の支払いの対象になりますので了承願います。

記

学校等名	石巻市立 幼稚園 小学校 年 組 中学校 年 組
氏名	
解除日	年 月 日
解除内容	☐ 食物アレルギー等対応給食 ☐ 給食全部停止 ☐ 副食停止 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ ご飯停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布

学校給食食物アレルギー等対応給食同意書

年 月 日

石巻市東学校給食センター所長 あて

保護者名

食物アレルギー等対応給食について、下記のとおり同意します。

記

学校等名	石巻市立 幼稚園 学校 年 組 組
氏名	
対応期間	年 月 日から
アレルゲン (原因食品)	
対応内容	☐ 食物アレルギー等対応給食 ☐ 飲用牛乳停止 ☐ パン停止 ☐ 詳細献立表配布 ☐ 成分表配布
その他	

【様式13】

年 月 日

学校名

氏名

保護者 様

石巻市東学校給食センター所長

(公印省略)

年 月分食物アレルギー等対応給食予定献立表の送付について

このことについて、別添食物アレルギー等対応給食予定献立表を確認ください。予定献立表のとおり実施してよろしい場合は、「食物アレルギー等対応給食承諾書【様式14】」に必要事項を記入の上、 月 日まで学校等にご提出願います。

※食物アレルギー等対応給食予定献立表は、大切に保管し適宜再確認願います。

食物アレルギー等対応給食承諾書

石巻市東学校給食センター所長 あて

石巻市立 幼稚園長 あて

学校長 あて

年 月分食物アレルギー等対応給食を予定献立表のとおり実施することについて、安全を確認しましたので承諾します。

学校等名	学校（ 幼稚園 ）
学年・組	学年 組
児童・生徒等名	（ 男 ・ 女 ）
保護者氏名	

※「食物アレルギー等対応給食予定献立表」を確認し、連絡事項がありましたらご記入ください。（いつのどの献立か具体的に記入願います。）

連絡事項

※事前に通院日や欠席する日がわかっている場合は、記入してください。

※パンを停止するご家庭へ※

毎週水曜日はパンの日になりますので、自宅からお子さんが食べられる主食（パン等）を持参願います。また、持参する場合は、アレルギーが使用されていないか確認し、衛生的な状態でお子さんに持たせてください。なお、持参については自己責任となりますので了承願います。

食物アレルギー等対応給食受渡し確認表

年 月

学校等名

学年・組

氏名

[illegible]

食物アレルギー等対応給食受渡し確認表（記入例）

令和2年9月

学校等名 石巻東小学校

学年・組 2年 2組

氏名 石野 卷子

[illegible]

【参考】

食物アレルギー個別取組プラン

取組プラン 検討日 年 月 日
 保護者説明 協議日 年 月 日

学年・組	氏名	性別	生年月日
年 組		男・女	年 月 日 (歳)

1

原 因 食 品
卵、乳・乳製品、えび、カニ、いか、そば、落花生、魚卵、キウイ、あわび、くるみ まつたけ、やまいも、カシューナッツ、バナナ

2

食物アレルギー病型		
即時型	口腔アレルギー症候群	食物依存性運動誘発アナフィラキシー
その他 ()		

3

アナフィラキシー病型		
食物によるアナフィラキシー	食物依存性運動誘発 アナフィラキシー	その他
アレルゲン	アレルゲン	

学校給食の対応に○印をつけてください。

食物アレルギー等対応給食提供 【対応 1】	給食停止 【対応 2】	資料配布 【対応 3】

	チェック項目	具体的な配慮と対応
学校給食での配慮	給食の選択について	
	除去する食品や内容について	
	微量の摂取・接触による発症防止について	
	運動誘発 アナフィラキシー	
	食物依存性運動誘発 アナフィラキシー	
	事前に確認すること	
	持参薬について	
	保管場所 保管方法	

緊急時連絡先

1 通院している医療機関

➡

()

2 緊急時に搬送できる医療機関

➡

()

3 保護者連絡先

➡

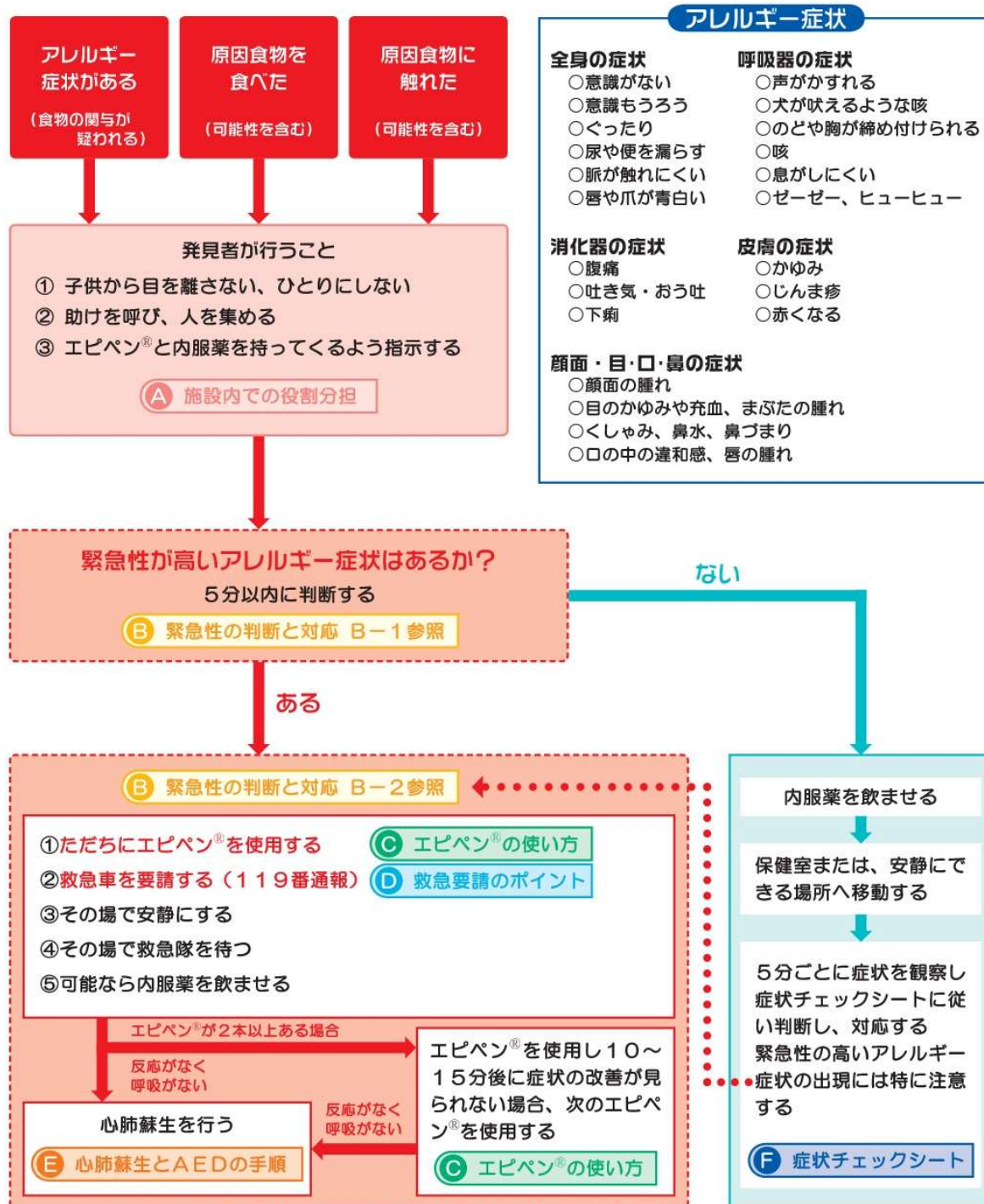
()

第 7 章

参考資料集

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順



A

施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



宮城県立こども病院医師
三浦克志先生より

役割分担のシミュレーションは、教職員がいろいろな役割をできるようにしておく事が大切です。

管理・監督者(園長・校長など)

- ☐ 現場に到着次第、リーダーとなる
- ☐ それぞれの役割の確認および指示
- ☐ エピペン®の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

発見者「観察」

- ☐ 子供から離れず観察
- ☐ 助けを呼び、人を集める（大声または、他の子供に呼びに行かせる）
- ☐ 教員・職員A、Bに「準備」「連絡」を依頼
- ☐ 管理者が到着するまでリーダー代行となる
- ☐ エピペン®の使用または介助
- ☐ 薬の内服介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

教員・職員A「準備」

- ☐ 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を持ってくる
- ☐ エピペン®の準備
- ☐ AEDの準備
- ☐ 内服薬の準備
- ☐ エピペン®の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

教員・職員B「連絡」

- ☐ 救急車を要請する（119番通報）
- ☐ 管理者を呼び
- ☐ 保護者への連絡
- ☐ さらに人を集める（校内放送）

教員・職員C「記録」

- ☐ 観察を開始した時刻を記録
- ☐ エピペン®を使用した時刻を記録
- ☐ 内服薬を飲んだ時刻を記録
- ☐ 5分ごとに症状を記録

教員・職員D～F「その他」

- ☐ 他の子供への対応
- ☐ 救急車の誘導
- ☐ エピペン®の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

B

緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン[®]を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- ☐ 持続する強い（がまんできない）
お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン[®]を使用する！

⇒ C エピペン[®]の使い方

② 救急車を要請する（119番通報）

⇒ D 救急要請のポイント

③ その場で安静にする（下記の体位を参照）
立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆エピペン[®]を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン[®]を使用する（2本以上ある場合）

◆反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う

⇒ E 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または、安静に
できる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状
チェックシートに従い判断
し、対応する
緊急性の高いアレルギー症状
の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため
仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と
顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし
後ろに寄りかからせる

C

エピペン[®]の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

①ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン[®]を取り出す

②しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る！

③安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン[®]の
先端（オレンジ色の部分）を軽
くあて、“カチッ”と音がする
まで強く押しあてそのまま5つ
数える

注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま 5つ数える！

⑤確認する



使用前 使用後

エピペン[®]を太ももから離しオ
レンジ色のニードルカバーが伸
びているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥マッサージする



打った部位を10秒間、マッ
サージする

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝をしっ
かり抑え、動かないように固定する

おや指をエピペンの先端
にかけてにぎらない事
（誤って針が刺さると危
険だからです。）



宮城県立こども病院医師
三浦克志先生より

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん
中（A）よりやや外側に注射する

仰向けの場合



座位の場合



D

救急要請(119番通報)のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



119番、
火事ですか？
救急ですか？

救急です。



①救急であることを伝える



住所は
どこですか？

○区(市町村)
○町○丁目○番○号
○○保育園
(幼稚園、学校名)
です。



②救急車に来てほしい住所を伝える

住所、施設名をあらかじめ記載しておく



どうしましたか？

5歳の園児が
給食を食べたあと、
呼吸が苦しいと
言っています。



③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える

エピペン[®]の処方やエピペン[®]の使用の有無を伝える



あなたの名前と
連絡先を
教えてください

私の名前は
○×□美です。
電話番号は…



④通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある

- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

E

心肺蘇生とAEDの手順

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

①反応の確認

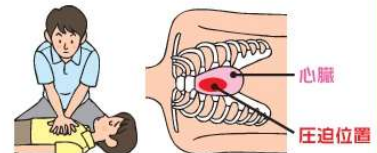
肩を叩いて大声で呼びかける
乳幼児では足の裏を叩いて呼びかける

反応がない

②通報

119番通報とAEDの手配を頼む

【胸骨圧迫のポイント】



- ◎強く（胸の厚さの約1/3）
- ◎速く（少なくとも100回/分）
- ◎絶え間なく（中断を最小限にする）
- ◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

③呼吸の確認

10秒以内に胸とお腹の動きを見る

【人工呼吸のポイント】



- 息を吹きこむ際
- ◎約1秒かけて
- ◎胸の上がりが見える程度

普段通りの呼吸をしていない

※普段通りの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ

【AED装着のポイント】



- ◎電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
- ◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等でふき取る
- ◎6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する

④必ず胸骨圧迫！ 可能なら人工呼吸！

30：2

ただちに胸骨圧迫を開始する
人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う

【心電図解析のポイント】



- ◎心電図解析中は、子供に触れないように周囲に声をかける

【ショックのポイント】



- ◎誰も子供に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す

⑤AEDのメッセージに従う

電源ボタンを押す
パッドを貼り、AEDの自動解析に従う

F

症状チェックシート

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆ の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する
(内服薬を飲んだ後にエピペン[®]を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻 (時 分) 内服した時刻 (時 分) エピペン[®]を使用した時刻 (時 分)

全身の症状	☐ ぐったり ☐ 意識もうろう ☐ 尿や便を漏らす ☐ 脈が触れにくいまたは不規則 ☐ 唇や爪が青白い		
呼吸器の症状	☐ のどや胸が締め付けられる ☐ 声がかすれる ☐ 犬が吠えるような咳 ☐ 息がしにくい ☐ 持続する強い咳き込み ☐ ゼーゼーする呼吸	☐ 数回の軽い咳	
消化器の症状	☐ 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み ☐ 繰り返し吐き続ける	☐ 中等度のお腹の痛み ☐ 1～2回のおう吐 ☐ 1～2回の下痢	☐ 軽いお腹の痛み(がまんできる) ☐ 吐き気
目・口・鼻・顔面の症状	☐ 顔全体の腫れ ☐ まぶたの腫れ		☐ 目のかゆみ、充血 ☐ 口の中の違和感、唇の腫れ ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の症状	☐ 強いかゆみ ☐ 全身に広がるじんま疹 ☐ 全身が真っ赤		☐ 軽度のかゆみ ☐ 数個のじんま疹 ☐ 部分的な赤み

上記の症状が
1つでも
あてはまる場合

1つでも
あてはまる場合

1つでも
あてはまる場合

使用したエピペンはケースに入れ救急隊員に渡ししょう



宮城県立こども病院医師
三浦克志先生より

- ①ただちにエピペン[®]を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

E 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、エピペン[®]を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、 の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する

速やかに
医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

安静にし、
注意深く経過観察

食物アレルギーのある 児童生徒の対応について ～学校・幼稚園の役割～

- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、保護者からの学校生活管理指導表の提出を必須にすることを前提に、具体的なアレルギー対応について一定の方針を定めること。
- 宮城県学校保健会、宮城県教育委員会主催の学校保健研修会（食物アレルギー・アナフィラキシーの対応を考える）等を受講し、各学校においても、校内研修を実施すること。

＊校内研修の例（教育庁スポーツ健康課HP）

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/supoken/>

- 緊急対応が必要になる可能性がある児童生徒を把握し、学校生活管理指導表や取組方針を確認するとともに、保護者や主治医からの情報等を教職員全員で共有すること。
- 緊急時に適切に対応できるように、本マニュアルを活用して教員・職員の役割分担や運用方法を決めておくこと。
- 緊急時にエピペン、内服薬が確実に使用できるように、管理方法を決めておくこと。
- 「症状チェックシート」は複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用すること。
- エピペンや内服薬を処方されていない（持参していない）児童生徒への対応が必要な場合も、基本的には1枚目の「アレルギー症状への対応の手順」に従って判断する。その場合、「エピペン使用」や「内服薬を飲ませる」の項は飛ばし、次の項に進んで判断すること。

平成27年2月発行

この冊子は、東京都健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課発行の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」をもとに、東京都の許諾を得て宮城県立こども病院三浦克志先生のご助言を盛り込んで作成しました。

発行：宮城県学校保健会

電話：022-227-1591

宮城県教育庁スポーツ健康課

電話：022-211-3664

参考資料

1 食物アレルギーの基礎知識

(1) アレルギーとは

人の体には、自分以外の異物が侵入してきたときに自分を守る「免疫」の仕組みがあります。免疫とは、「疫を免れる」つまり一度かかった病気に、二度とかからないための防衛反応です。

アレルギーとは、本来人間の体にとって有益なものである免疫の仕組みが、過敏に反応し、逆に体にとって好ましくない反応を引き起こすことをいいます。この反応は主に IgE と呼ばれる血液中の抗体(免疫グロブリンの一種)が関与しています。それぞれの IgE は、何に対して免疫反応を起こすかが決まっていて、その対象がアレルゲン(抗原)と呼ばれます。

一般的には、アレルギー性鼻炎やアレルギー性結膜炎の子どもは、花粉や家のホコリの中のチリダニ、動物の毛・フケに対する IgE を、気管支ぜんそくの子どもはチリダニに対する IgE を、乳幼児のアトピー性皮膚炎や食物アレルギーの子どもは卵白、牛乳、小麦に対する IgE を多くもっていることが知られています。

アレルギー疾患になりやすいかどうかは、主に IgE をたくさん作りやすい体質であるかと、免疫反応がしばしば引き起こされるようなアレルゲンの多い生活環境や生活習慣があるかが関係しています。

現在の医療では、適切な治療を受けることにより、アレルギー疾患の子どものほとんどがアレルギーのない子どものような生活を送れるように、症状をコントロールすることができます。このため、治療・管理ガイドラインに沿った治療を受けることが重要です。

(2) 食物アレルギーとは

一般的には特定の食物を摂取することにより、アレルギー症状が出現することを、食物アレルギー(食品過敏症)といいます。症状は多岐にわたり、口唇、口腔粘膜の接触皮膚炎から、気管支ぜんそく、じん麻疹、胃腸障害を引き起こすものまで様々な食物アレルギー症状が見られ、時には血圧低下、顔面蒼白、呼吸困難、意識混濁など生命にかかわる急激な全身のアレルギー反応(アナフィラキシーショック等)を引き起こす場合もあります。食品に含まれる毒素による反応(食中毒)や、体質に乳糖を分解できずに下痢を引き起こす病気(乳糖不耐症)などは、食物アレルギーとは区分されます。

(3) 食物アレルギーが起きる仕組み

食物アレルギーが起こる仕組みは、体質と消化機能が大きく関係しています。私たちの体には、細菌やウィルスなど体内に侵入した有害な物質を異物として排除し、体を守ろうとする働きがあります。このとき、細菌などは、体が作り出す「抗体」によって排除されます。抗体にはいろいろなタイプがありますが、アレルギーは多くの場合、IgE 抗体によって引き起こされます。食物は、胃や腸で消化され、小さ

な分子に分解されず、大きな分子の状態で吸収されてしまうことがあります。

アレルギー体質の場合には、このように吸収された大きな分子は体に必要な物質ではなく、排除すべき異物と判断されて、IgE 抗体がつくられ、その結果アレルギー症状が起こるのです。

(4) 食物アレルギーの病型

ア 即時型

食物アレルギーを有する児童・生徒のほとんどはこの病型に分類されます。アレルギーと、IgE 抗体が結びつき、肥満細胞や好塩基球（血液中の白血球の一種）から化学伝達物質（ヒスタミンなど）が放出されます。原因食物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじん麻疹のような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまで様々です。

イ 遅発型

IgE 抗体に依存せずに、肥満細胞から伝達物質（サイトカインなど）が放出され、原因食物を摂取してから、数時間後や1日後に皮膚症状などが出現します。

ウ 特殊型

(ア) 口腔アレルギー症候群（OAS）

果物や野菜、木の実類に対するアレルギーが多い病型で、食後5分以内に口腔内の症状（かゆみ、ヒリヒリする、イガイガする、腫れぼったいなど）が出現します。多くは局所の症状だけで回復に向かいますが、5%程度で全身症状に進むことがあるため注意が必要です。

(イ) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

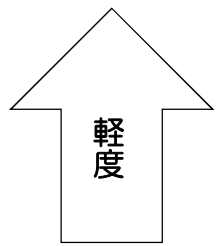
多くの場合、原因となる食物を摂取して2時間以内に一定量の運動（昼休みの遊び、体育や部活動など患者によって様々）をすることによりアナフィラキシー症状を起こします。原因食物としては小麦、甲殻類が多く、このような症状を経験する頻度は中学生で6,000人に1人程度とまれです。しかし、発症した場合には、じん麻疹からはじまり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至るので注意が必要です。何度も同じ症状を繰り返しながら、この疾患であると診断されていない例もみられます。

(5) 食物アレルギーの症状

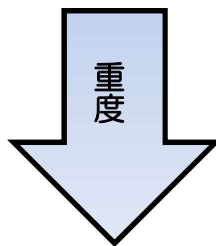
食物アレルギーの症状としては、皮膚のかゆみ、じん麻疹、湿疹などが多くみられます。その他にも腹痛や呼吸困難など全身に症状があらわれ、これらの症状は、日常生活の中で繰り返し起こるため、食物アレルギーであることに気づかない時もあります。

また、アレルギーにより血圧低下などのショック症状がみられることもあります。

食物アレルギーにより引き起こされる症状



食物アレルギーの症状



皮膚粘膜症状	皮膚症状	かゆみ（そう痒感） じん麻疹 皮膚が赤くなる、むくむ（血管運動性浮腫） 赤い斑点が出る（発赤疹）、湿疹
	粘膜症状	眼粘膜充血 かゆみ（そう痒感） 涙が流れ出る（流涙） まぶたがむくむ（眼瞼浮腫）
消化器症状	気分が悪くむかむかした感じ（悪心） おへそを中心にしておなかが痛くなる（疝痛発作） おう吐、下痢 慢性の下痢による蛋白漏出・体重増加不良	
口・鼻・喉等の 症状 （上気道症状）	口腔粘膜や咽頭のかゆみ（そう痒感） イガイガしたいつもと違う感じ（違和感） はれる（腫脹） のど、のどの奥の方のむくみ（咽頭喉頭浮腫） くしゃみ、鼻水、鼻がつまる（鼻閉）	
気管支から奥 の症状 （下気道症状）	せき（咳嗽） ぜいぜいして息苦しくなる（ぜん鳴） 呼吸困難	
全身性症状	ショック症状	脈がはやくなる（頻脈） 血圧低下 ぐったりする（活動性低下） アナフィラキシーショックなど 意識障害など

「食物アレルギーの診療の手引き 2008」厚生労働省科学研究班 引用（一部改変）

(6) アナフィラキシーの典型的症状

初期の症状	口内違和感、口唇のしびれ、四肢のしびれ、気分不快、吐き気、腹痛、じん麻疹など
中程度の症状	のどが詰まった感じ、胸が苦しい、めまい、嘔吐、全身のじん麻疹、ぜいぜいして息苦しくなるなど
強い症状	呼吸困難、血圧低下、意識障害

※アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、皮膚症状、消化器症状、呼吸器症状が複数同時に、かつ急激に出現する場合を「アナフィラキシー」といい、その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を起こすような場合を、特に「アナフィラキシーショック」と呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味しています。

アナフィラキシーの原因のほとんどは食物です。それ以外に昆虫刺傷(特にハチによるもの)、医療品、ラテックス(天然ゴム)などが原因となります。

学校では、症状発生時の対応、特にアドレナリン自己注射が必要な場合には、危機管理について学校、保護者、主治医、学校医、養護教諭、教育委員会等と十分な協議・連携を行っておく必要があります。

出典:「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(財)日本学校保健会 引用(一部改変)

(7) 食物アレルギーの主な原因食品

アレルギーの原因となる異物を「アレルゲン」と言います。アレルギーを引き起こす頻度とアレルギー症状の強さに違いはありますが、すべての食品が原因になりやすいと言われています。食物アレルギーを引き起こすことが明らかな食品のうち、症例数が多いものとして、卵、乳、小麦が知られていますが、平成20年度から新たにえび、かにが加えられました。

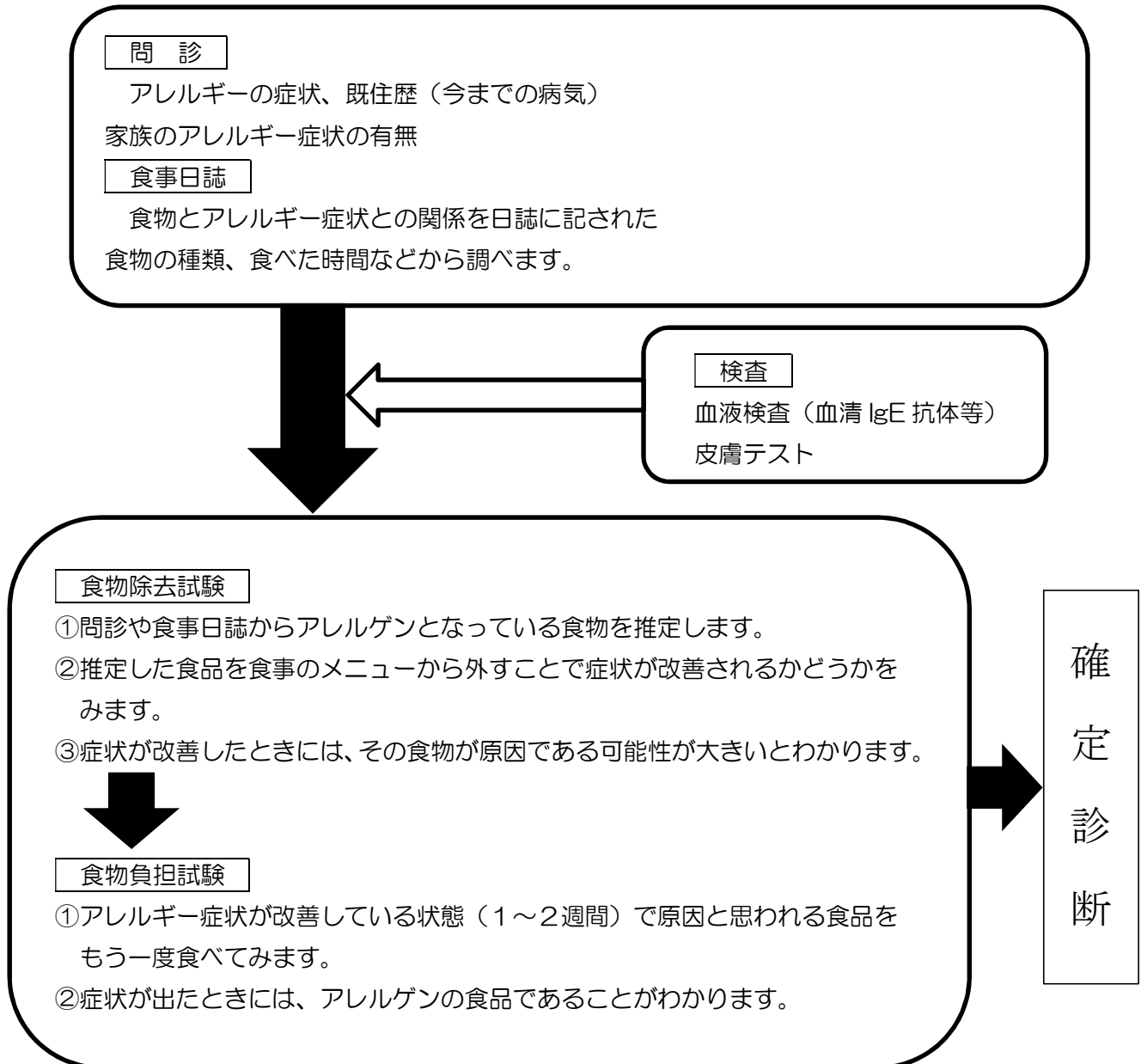
また、症状が重篤なものとして、そば、落花生があげられます。これら7品目は、食品衛生法においても特定原材料として食品表示が義務付けられています。年齢によって、アレルゲンが変化したり、新たに加わったりすることがあります。乳、小麦及び卵アレルギーは、年齢を増すとともにしばしば消失しますが、そば、落花生、貝、甲殻類、魚類等のアレルギーは生涯継続する傾向にあります。

(8) 食物アレルギーの診断

食物アレルギーの診断は、問診と検査を組み合わせで行われます。まず、基本となるのは、問診です。その内容としては、疑われる原因食物、接種時の症状と時間経過、発症年齢、乳幼児の栄養方法、食習慣、環境因子、既往歴、アレルギー性疾患の家族歴、服薬状況などです。

また、食事日誌を活用して症状と食物の因果関係を観察します。検査は、一般血液検査、血中抗原特異的IgE抗体検査、皮膚テスト、食物除去試験、食物負荷試験などがあります。

食物アレルギーの診断手段



出典：「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル」学校保健会（一部改変）

2 アレルギー物質の表示制度

（1）アレルギー物質の食品表示

食品衛生法の改正により、2002年4月から容器包装された加工食品1g中に特定原材料（卵、牛乳、小麦、そば、落花生（ピーナッツ））が公定法で定められたキットを用いて測定したタンパク質量として数 μg 以上含まれているときにはアレルギー表示が義務付けられるようになりました。2008年6月にはえびとかにが追加されています。特定原材料とそれに準ずるものを合わせた27品目と表示をみるときの注意を紹介します。

加工品に含まれるアレルギー物質の表示

用語	名称
表示義務のあるもの (特定原材料 7 品目)	卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに
表示が推奨されているもの (特定原材料に準ずるもの 20 品目)	あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、ゼラチン、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご

2013年9月に、特定原材料に準ずるものとして、カシューナッツとごまの2品目が追加されました。

(2) 容器包装された加工食品の表示の約束ごと

加工食品の食品表示には、限られたスペースの中で正しい情報を伝えるための様々なルールが設けられています。

表示されるのは特定原材料 7 品目と特定原材料に準ずるもの 20 品目の 27 品目に限られます。

特定原材料に準ずるもの 20 品目の表示は義務ではありませんので表示されないこともあります。

表示の対象は、あらかじめ容器包装されているもの、缶やビンに詰められた加工食品です。

飲食店（レストラン、ファーストフード店など）、量り売りのお惣菜、店内で調理する（加熱も含む）お弁当やパンなどアレルギー物質の食品表示制度の対象外です。

容器包装の表面積が 30cm² 以下の小さなものには表示義務がありません。

表示の義務はアレルギー物質のタンパク質濃度を基準に定められています。

表示義務があるのは加工食品中のアレルギー物質のタンパク質濃度が数μg/g 以上のものに限られています。

加工食品のアレルギー物質濃度が、表示義務濃度以下であっても、1食分を摂取すると症状が誘発されることがあります。

代替表記、特定加工食品の表示についても理解しましょう。

例えば、「卵」→「たまご」、「落花生」→「ピーナッツ」のように、異なった表示でも特定原材料と同一であることが理解できる場合には、別の名称で表示することが認められています。また、「卵」→「マヨネーズ」のように、一般的に原材料として特定原材料が使われていることが明らかな場合は、加工食品そのものの名前で表示してよいことになっています。

別の名称で表記する場合の例

特定 原材料	代替表記	特定加工品の例		
卵	卵、たまご、タマゴ、エッグ、鶏卵、あひる卵、うずら卵	厚焼きたまご、ハムエッグ、卵黄、卵白	マヨネーズ、オムレツ、目玉焼き、かに玉、オムライス、親子丼	チーズオムレツ、からしマヨネーズ
乳	生乳、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム（乳製品）、バター、バターオイルチーズ、濃縮ホエイ（乳製品）、アイスクリーム類、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖れん乳、無糖練乳、無糖脱脂れん乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー（乳製品）、ホエイパウダー（乳製品）、たんぱく質濃縮ホエイパウダー（乳製品）、バターミルクパウダー、加糖粉乳、調製粉乳、発酵乳、はっ酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料	アイスクリーム、ガーリックバター、レーズンバター、バターソース、カマンベールチーズ、パルメザンチーズ、プロセスチーズ、ブルーチーズ、コーヒー牛乳、牛乳がゆ	生クリーム、ヨーグルト、アイスミルク、ラクトアイス、ミルク、乳糖	フルーツヨーグルト、ミルクパン

アレルギー物質が一括表示されていたり、省略されていたりすることがあります。

食品表示には、個々の原材料ごとにアレルギー物質を表示する「個別表示」、アレルギー物質をまとめて一括で表示する「一括表示」があります（原材料名は重量の多い順に表示されます）。

市販のお弁当の例

個別表示の場合

原材料名	ご飯、野菜のかき揚げ（小麦、卵含む）、鶏唐揚げ（小麦、大豆を含む）、煮物（里芋、人参、ごぼう、その他）、焼鮭、スパゲッティ（小麦、卵を含む）、エビフライ（小麦、大豆を含む）、ポテトサラダ（小麦、大豆を含む）、メンチカツ（牛肉、大豆、小麦、卵を含む）、大根刻み漬け、調味料（アミノ酸等）、pH調整剤、グリシン、着色料（カラメル、カロチノイド、赤102、赤106、紅花黄）、香料、膨張剤、甘味料（甘草）、保存料（ソルビン酸K）	どの原材料に、何のアレルギ―物質が含まれているのか、確認することができます。
------	---	--

一括表示の場合

原材料名	ご飯、野菜のかき揚げ、鶏唐揚げ、煮物（里芋、人参、ごぼう、その他）、焼鮭、スパゲッティ、エビフライ、ポテトサラダ、メンチカツ、大根刻み漬け、調味料（アミノ酸等）、pH調整剤、グリシン、着色料（カラメル、カロチノイド、赤102、赤106、紅花黄）、香料、膨張剤、甘味料（甘草）、保存料（ソルビン酸K）、（その他小麦、卵、大豆、牛肉由来減量を含む）※	どの原材料に、何のアレルギ―物質が含まれているのか、わかりません。
------	---	-----------------------------------

※一括表示のアレルギ―物質が最後に表示されているからといって個別表示に比べて含有量が少ないわけではありません。ただし、個別表示でも「省略」に注意しましょう。個別表示でも、一度記載したアレルギ―物質がほかの原材料に含まれている場合、二度目以降の記載は省略がみとめられています。

ポテトチップスの例

省略されない場合

原材料名	ばれいしょ（国産）、植物油、食塩、砂糖、香辛料、ぶどう糖、たんぱく加水分解（大豆を含む）、チキンエキスパウダー、でん粉、粉末しょうゆ（大豆・小麦を含む）、オニオンエキスパウダー、香味油（大豆・小麦を含む）、調味料（アミノ酸等）、香料（大豆・小麦・りんごを含む）、パプリカ色素（大豆を含む）、甘味料（ステビア）、酸味料、香辛料抽出物
------	---

傾斜で示した大豆や小麦は複数回出てくるため
二度目以降は、省略されています。

省略された場合

原材料名	ばれいしょ（国産）、植物油、食塩、砂糖、香辛料、ぶどう糖、たんぱく加水分解（大豆を含む）、チキンエキスパウダー、でん粉、粉末しょうゆ（小麦を含む）、オニオンエキスパウダー、香味油（大豆・小麦を含む）、調味料（アミノ酸等）、香料（りんごを含む）、パプリカ色素（大豆を含む）、甘味料（ステビア）、酸味料、香辛料抽出物
------	--

表示が省略された場合には、アレルギー物質が含まれている原材料が複数あっても確認することができません。

注意喚起表示は認められています。

「同じ製造場所で〇〇を含む製品を製造しています」という注意喚起表示は認められますが、義務ではありません。「〇〇が入っているかもしれません」という可能性表示は認められていません。

知っておくと役立つ 食品表示の専門用語

キャリーオーバー	材料として使われた加工品に含まれている添加物のことで、特定原材料7品目については、アレルギー表示の対象となります。（例）クッキーを作るときに使用されたマーガリンに含まれる「乳化剤」の原料として卵が使われていた場合、アレルギー表示の対象となります。
コンタミネーション	食品を製造する際に、機械や器具からアレルギー（アレルギーを起こす物質）が意図せずに混入すること。
由来	食品や原材料を何からできているかをあらわす言葉です。

参考：「加工食品のアレルギー表示」厚生労働省（平成20年4月改訂版）

厚生労働省科学研究班による「食物アレルギーの栄養指導の手引2011」

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」厚生労働省（平成23年3月）

平成28年 2月	「石巻市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」作成
平成29年 2月	石巻東学校給食センター受配校に「食物アレルギー対応給食」提供開始 ※対応品目2品目（卵、乳・乳製品）を使用しない献立
平成30年 9月	石巻市全体の受配校に「食物アレルギー対応給食」提供開始 休 止
平成30年 11月	「石巻市学校給食食物アレルギー等対応マニュアル」改訂検討委員会 ※対応品目を2品目から15品目に拡大 ※給食停止、資料配布の申請様式の統合
平成30年 12月	「石巻市学校給食食物アレルギー等対応マニュアル」改訂版作成
平成31年 2月	「石巻市学校給食食物アレルギー等対応マニュアル」改訂版施行
平成31年 4月	対応品目15品目の食物アレルギー等対応給食提供開始
令和 2年 9月	「石巻市学校給食食物アレルギー等対応マニュアル」三訂版施行 ※対応品目にアーモンドを追加し16品目に拡大

